
下北地域新ごみ処理施設整備事業
要 求 水 準 書

令和元年 5 月 21 日

下北地域広域行政事務組合

下北地域新ごみ処理施設整備事業 要求水準書

目 次

第1 一般事項	1
1 本要求水準書の位置づけ	1
(1) 記載事項の補足等	1
(2) 設備設置の選択に係る取り扱い	1
(3) 仕様記述方法の取り扱い	1
(4) 添付資料の取り扱い	1
(5) 契約金額の変更	2
2 用語の定義	2
3 本事業の概要	4
(1) 本事業の基本事項	4
第2 設計・建設業務	6
1 総則	6
(1) 設計・建設業務の基本事項	6
(2) 事業予定地	11
(3) ごみ焼却施設の基本条件	13
(4) リサイクルプラザの基本条件	19
(5) 関係法令等の遵守	25
(6) 設計・建設に係る基本事項	27
(7) 設計監理及び施工監理	33
(8) 現場管理	33
(9) 性能保証	34
(10) 瑕疵担保	42
(11) 引渡し	43
2 全体計画	44
(1) 施設整備の基本方針など	44
(2) 全体配置計画	44
3 機械設備工事仕様	49
(1) 各設備共通仕様	49
(2) 受入供給設備	50
(3) 燃焼設備	57
(4) 燃焼ガス冷却設備	62
(5) 排ガス処理設備	70
(6) 余熱利用設備	72
(7) 通風設備	73
(8) 灰出し設備	76
(9) 給水設備	82
(10) 排水処理設備	84
(11) 雑設備	85
4 リサイクルプラザに係る機械設備工事仕様	89
(1) 各設備共通仕様	89
(2) 受入供給設備	90

(3) 破碎設備 受入供給設備	91
(4) 破碎設備	95
(5) 破碎設備 搬送・選別設備	97
(6) 破碎設備 貯留・搬出設備	100
(7) 選別設備 受入供給設備	104
(8) 選別設備 搬送・選別設備	109
(9) 選別設備 貯留・搬出設備	111
(10) 保管設備	113
(11) 雑設備	115
5 電気計装設備工事仕様	117
(1) 電気設備	117
(2) 計装設備	130
6 土木・建築工事仕様	139
(1) 計画基本事項	139
(2) 建築工事	140
(3) 土木工事及び外構工事	155
(4) 建築機械設備工事	157
(5) 建築電気設備工事	158

第 1 一般事項

1 本要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村（以下「構成市町村」という。）で構成する下北地域広域行政事務組合（以下「当組合」という。）が実施する下北地域新ごみ処理施設（ごみ焼却施設及びリサイクルプラザ）（以下「本施設」という。）の設計・建設を行う「下北地域新ごみ処理施設整備事業（以下、「本事業」という。）」について、「新ごみ処理施設整備基本計画」を踏まえ、当組合が建設事業者に対して要求する仕様やサービスの水準を示したものである。

(1) 記載事項の補足等

本要求水準書に記載された事項は、設計・建設業務における基本的部分について定めたものであり、これを上回って設計・建設することや、要求水準を満足することを前提とした創意工夫・提案を妨げるものではない。また、本要求水準書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な設備、業務等については、本要求水準書に記載されていない事項であっても、全て建設事業者の責任において全て完備し、遂行するものとする。

(2) 設備設置の選択に係る取り扱い

本要求水準書の機械設備仕様を示す記述方法は次に掲げる取り扱いとする。

ア 機械設備名称の後に、カッコ書きで「必要に応じて設置」と記述されていないもの

当組合が設置することを要件と考えるものである。同等品や同等の機能を有するもの、合理性が認められるもの、特記事項や注釈にて選択が認められているもの及び明確な理由があるもののうち当組合が妥当と判断したものに限り、設備を変更し、又は設置しない選択を可とする。

イ 機械設備名称の後に、カッコ書きで「必要に応じて設置」と記述されているもの
設置の有無については提案とする。

(3) 仕様記述方法の取り扱い

本要求水準書の仕様を示す記述方法は次に掲げる取り扱いとする。

ア 【 】が無く仕様が示されているもの

当組合が指定する仕様であって、原則として変更を認めない。ただし、安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり、当組合が認める場合に変更を可とする。

イ 【 】書きで仕様が示されているもの

当組合が標準仕様と考えるものである。提案を妨げるものではないが、同等品や同等の機能を有するもの、合理性が認められるもの及び明確な理由があるもののうち、当組合が承諾した場合に変更を可とする。

ウ 【 】書きで仕様が示されていないもの
提案とする。

(4) 添付資料の取り扱い

添付資料のうち、表題に「標準案」あるいは「例」と示すものは当組合が標準と考えるもので

ある。提案を妨げるものでないが、同等の機能を有するもの、合理性が認められるもの等、明確な理由があり当組合が妥当と判断する場合に変更を可とする。なお、本要求水準書内で選択や自由を認めている部分については、それを優先する。

(5) 契約金額の変更

上記(1)の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。ただし、当組合が示す内容に変更がある場合は、当組合と建設事業者との間で協議を行う。

2 用語の定義

用語の定義

行	用語	定義
ア行	受入対象物	構成市町村内から排出され、行政（直営）、委託業者、許可業者、排出事業者又は住民が本施設に直接搬入する搬入物を総称していう。
	運營業務	本事業終了後に予定する本施設の運営（運転、維持管理、補修、更新等を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。
	運営事業者	本施設の運營業務を目的とする特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）であり、本施設の運營業務を担当する者をいう。
カ行	合棟	別々の機能を有する施設を構造的に1棟で建築することをいう。（例えば、ごみ焼却施設工場棟とリサイクルプラザ工場棟を構造的に1棟で建設する場合に「合棟」と表すものである。）
	管理棟	本施設を訪れる見学者等への対応に係る大会議室等の居室のほか、当組合職員用事務室を備えた建物をいう。
	建設工事請負契約	設計・建設業務に係る当組合と建設事業者との間で締結される下北地域新ごみ処理施設建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
	建設工事請負契約書（案）	入札公告時に公表する「下北地域新ごみ処理施設建設工事請負契約書（案）」をいう。
	建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当する事業者をいう。
	建築物	本施設のうち、プラント設備を除く設備及び建物を総称していう。
	工場棟	ごみ焼却施設工場棟とリサイクルプラザ工場棟を総称していう。
	高水分ごみ	隣接するむつ衛生センター（し尿処理施設）から搬入されるし尿残渣のほか、側溝土砂、漁業系廃棄物及び漁業系養殖残渣を総称していう。
	ごみ焼却施設	本施設を構成する施設のうち、可燃ごみ、高水分ごみ、リサイクルプラザからの破碎可燃物、選別可燃物等を焼却処理するための施設である。入札説明書等において示すごみ焼却施設の工事範囲に配置される、ごみ焼却施設工場棟、計量棟、洗車場及び該当する範囲の外構等の全てを含めていう。
	ごみ焼却施設工場棟	本施設の建物のうち、ごみ焼却施設のプラント設備等を備えた建物をいう。
サ行	最終処分物	本施設における処理に伴って発生し、最終処分場に運搬される、処理困難物、処理不適物、主灰（一部）、飛灰処理物（一部）等を総称していう。
	最終処分場	最終処分物を埋立処分する施設をいう。
	資源物	本施設における処理等に伴って発生したもののうち、主灰、飛灰を除き資源化されるものをいう。
	循環型社会形成推進交付金	循環型社会形成推進交付金制度において循環型社会形成推進地域計画に基づき実施する事業の費用に充てるため、国が交付する交付金をいう。
	焼却処理	ごみ焼却施設における処理をいう。
	処理困難物	危険物、特定家電製品、パソコン等、当組合では収集しないごみをいう。
	処理対象物	受入対象物のうち、処理困難物を除いたものを総称していう。
	処理不適物	焼却処理、破碎・選別処理等に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称していう。
	ストックヤード	リサイクルプラザにて設置する各種ストックヤードを総称していう。
	設計・建設業務	本事業において実施する本施設の設計・建設に係る業務をいう。
ナ行	選別後可燃物	リサイクルプラザからの処理残渣のうち資源物を選別処理した後に回収される可燃性のごみをいう。
	入札参加希望者	本事業の入札に参加を希望する参加資格審査通過前の共同企業体をいう。
	入札参加者	本事業の入札に参加する共同企業体をいう。

行	用語	定義
ナ行	入札説明書	入札公告時に公表する「下北地域新ごみ処理施設整備事業入札説明書」をいう。
	入札説明書等	当組合が本事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、建設工事請負契約書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
	入札提案書類	入札参加者が本事業の応募に際し、当組合に提出するものとして、入札説明書に規定する図書をいう。
ハ行	破砕可燃物	リサイクルプラザからの処理残渣のうち可燃性のごみをいう。
	破砕不燃物	リサイクルプラザからの処理残渣のうち不燃性のごみをいう。
	飛灰	廃熱ボイラから除去された灰及び集じん器その他排ガス処理設備で捕集された灰をいう。
	飛灰処理物	捕集した飛灰を薬剤処理し無害化、安定化した物質をいう。
	不燃残渣	リサイクルプラザから発生する破砕不燃物及び不燃性資源化不適物を総称していう。
	プラント設備	本施設の設備のうち、処理対象物を焼却処理又は破砕、選別、保管するために必要な全ての設備（機械設備・電気設備・計装制御設備等を含むが、これに限らない。）を総称していう。
	別棟	複数の機能を有する施設を構造的に分割し、2棟で建築することをいう。
ヤ行	要求水準書	入札公告時に公表する「下北地域新ごみ処理施設整備事業 要求水準書」をいう。
ラ行	落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する者をいう。
	落札者決定基準	入札公告時に公表する「下北地域新ごみ処理施設整備事業落札者決定基準」をいう。
	リサイクルプラザ	本施設のうち、不燃ごみ及び粗大ごみ等を処理対象物として破砕、選別処理する破砕設備、資源物を選別、圧縮、梱包する選別設備、資源物等を一時保管する保管設備を有する施設の総称とし、入札説明書等において示すリサイクルプラザの工事範囲に設置されるストックヤード及び該当する範囲の外構等の全てを含めていう。循環型社会形成推進交付金交付要綱上のリサイクルセンターを指す。
	リサイクルプラザ工場棟	本施設の建物のうち、リサイクルプラザのプラント設備等を備えた建物をいう。

3 本事業の概要

(1) 本事業の基本事項

ア 本事業の目的

一般廃棄物（ごみ）の処理は、市町村固有の事務とされ、住民の健康で文化的な生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図る上で極めて重要な事業である。

一方、一般廃棄物処理事業の目的は、これまでの生活環境の保全や公衆衛生の向上、ダイオキシン類対策をはじめとする公害防止という段階をさらに進め、循環型社会の形成や地球温暖化防止等を目指すものとなっている。

そのような中、構成市町村では、2003年（平成15年）3月に竣工した下北地域一般廃棄物等処理施設（アックス・グリーン）において適正処理・処分を行っているが、老朽化により維持修繕費の増加や故障による機能停止等の懸念が年々増大する状況にある。

このことから、当組合では、新たなごみ処理施設（ごみ焼却施設及びリサイクルプラザ）の整備を推進しているところである。

本事業は、ごみ焼却施設及びリサイクルプラザの整備を行うものであり、本事業により一般廃棄物の適正処理を推進し、環境負荷の低減を図るとともに、多様化する時代のニーズに対応した新たなごみ処理システムの整備を行うものである。また、住民サービスの向上と経済性を追求した運営・維持管理を見据えたものとする。

イ 事業名称

下北地域新ごみ処理施設整備事業

ウ 事業期間

事業期間は、当組合が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から令和5年3月31日までの期間とする。

エ 業務の構成

本事業は、主として次に掲げる業務から構成されるものとする。各業務の諸元は、次の各号のそれぞれに示すとおりとする。

(ア) 本施設の設計・建設に係る業務

- | | |
|-----------|---|
| a 建設場所 | 青森県むつ市大字奥内字今泉地内 |
| b 業務内容 | 本施設の設計・建設 |
| c 設計・建設期間 | 当組合が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から
令和5年3月31日までの期間 |

オ 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設、リサイクルプラザ及び関連施設）

カ 公共施設等の管理者等の名称

下北地域広域行政事務組合管理者 宮下 宗一郎

キ 事業方式

本事業では、本施設の設計・建設に係る業務を建設事業者が行う。

落札者は、本施設の設計・建設に係る業務（以下「設計・建設業務」という。）を行うものとする。

また、当組合は、本施設の竣工後長期にわたって別途選定する運営事業者に本施設の包括的

な運営・維持管理に係る業務を委託する予定としている。

なお、当組合は、上記委託期間を含めて本施設を30年間にわたって使用する予定であり、建設事業者は30年間の使用を前提として設計・建設業務を行うこととする。

当組合は、本施設の建設に係る資金調達を行い、本施設を所有するものとする。

ク 敷地の範囲、工事範囲、業務範囲及び所掌区分

(ア) 敷地の範囲

当組合が所有する敷地の範囲は「添付資料1 現況図」のとおりである。

(イ) 工事範囲

工事範囲は「添付資料2 配置条件図」に示すとおりである。

ただし、工事範囲外においても電気や給水等の取合点以降の引込みに係る工事は行うものとし、設計・建設業務に含む。また、既存舗装道路（むつ衛生センター（し尿処理施設）搬入道路）から本施設の敷地までのアプローチ道路の整備も工事範囲とする。なお、アプローチ道路の仕様は「第26(3)イ(ア) 構内道路」と同様とする。

(ウ) 業務範囲

業務範囲は敷地範囲内の建設工事及び外構工事の全てである。

第 2 設計・建設業務

1 総則

(1) 設計・建設業務の基本事項

ア 適用範囲

本要求水準書第 2 は、設計・建設業務に適用する。

イ 設計・建設業務の概要

(ア) 設計・建設を行う施設

設計・建設を行う本施設の内訳は次のとおりとする。

a ごみ焼却施設

リサイクルプラザ、管理棟、計量棟等との合棟は提案とする。リサイクルプラザ、管理棟を別棟とする場合は、渡り廊下で接続する。

b リサイクルプラザ

ごみ焼却施設、管理棟、ストックヤード、計量棟等との合棟は提案とする。ごみ焼却施設、管理棟を別棟とする場合は、渡り廊下で接続する。

c 管理棟

ごみ焼却施設、リサイクルプラザ、計量棟等との合棟は提案とする。ごみ焼却施設、リサイクルプラザを別棟とする場合は、渡り廊下で接続する。

d 計量棟

ごみ焼却施設、リサイクルプラザ、管理棟等との合棟は提案とする。

e スtockヤード

リサイクルプラザとの合棟も可とする。

f 洗車場

他の部屋と区画できる場合は、ごみ焼却施設との合棟も可とする。

g 大型鳥獣用焼却棟

ごみ焼却施設との合棟も可とする。できるだけ一般来場者の目に触れにくい位置に配置する。

h 駐車場

乗り入れ台数及び施設位置を考慮する。

i 構内通路、アプローチ道路

j 門扉・囲障

k 植栽

l 敷地造成・撤去

建設予定地の造成を行う。なお、建設予定地は過去生コンクリート工場として使用された土地であるため、埋設物や土壌汚染等の調査を行うこと。本施設の建設に際して適切な対策を講じること。

m その他関連する施設や設備

構内排水設備、構内照明設備への電力供給用配管等とする。

(イ) ごみ焼却施設の基本条件

a 施設規模

焼却炉は、計画ごみ質の範囲で 90t/日（45t/24h×2 炉）の処理能力を有する。

b 処理方式

ストーカ方式とする。

c 稼働条件

焼却炉は、1 炉当たり年間 280 日以上の稼働が可能なこと。

d 処理条件

ごみ焼却施設における処理フローは、「添付資料 3 ごみ焼却施設 処理フロー (例)」を参考に提案する。

各処理方式における処理フロー上の条件は次のとおりとする。なお、主灰、飛灰は当組合にて外部資源化又は処分を行う。

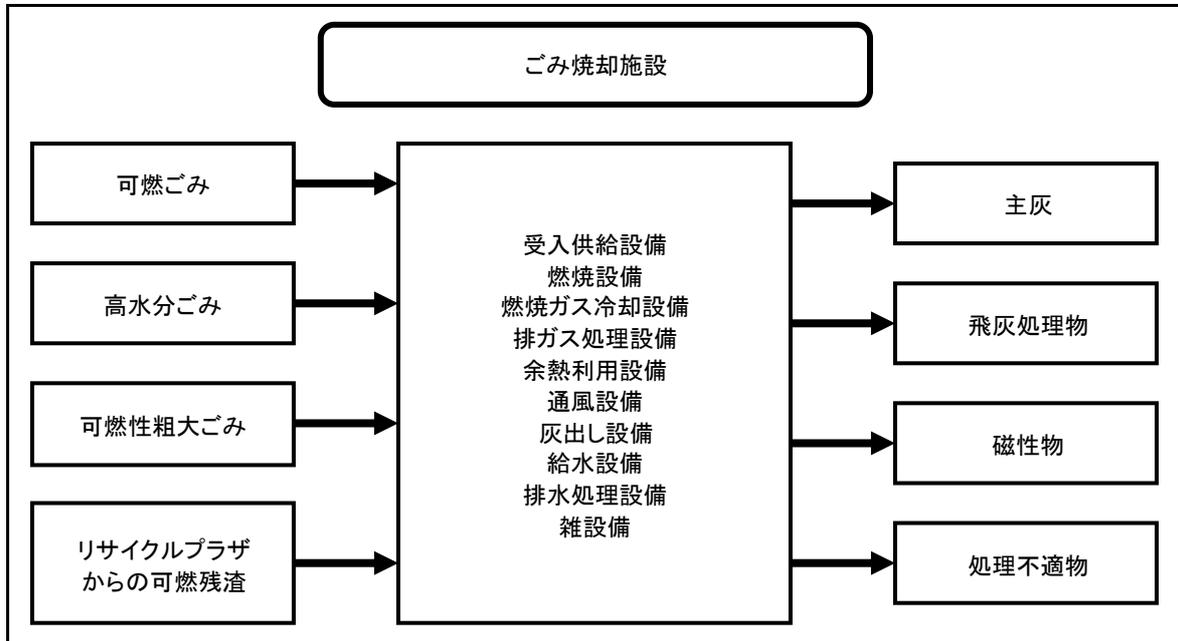


図 1-1 ごみ焼却施設の処理フロー図

(ウ) リサイクルプラザの基本条件

a 施設規模

リサイクルプラザについては、計画ごみ質の範囲で 14 t / 日の処理能力を有する。

施設規模の対象設備は、「図 1-2 リサイクルプラザ処理フロー」に示すとおりである。

具体的には、以下の「破碎設備」に示す施設規模は、図中「受入供給、破碎、搬送、選別、貯留、搬出のプラント設備総体としての定格処理能力である。破碎・選別後の鉄類等のバンカヤーストックヤード等の貯留容量は、「4 (6) 破碎設備 貯留・搬出設備」に定める条件に従って設定する。なお、「選別設備」の施設規模も同様の解釈とし、バンカヤーストックヤード等の貯留容量は「4 (9) 選別設備 貯留・搬出設備」に従って設定する。

一方、「保管設備」は、資源物のうち、原則として保管のみを目的に搬入されるものに対する「ストックヤード」の貯留容量である。よって、ストックヤードは「添付資料 4 搬入搬出車両、保管容量等」に定める条件に従って設定する。

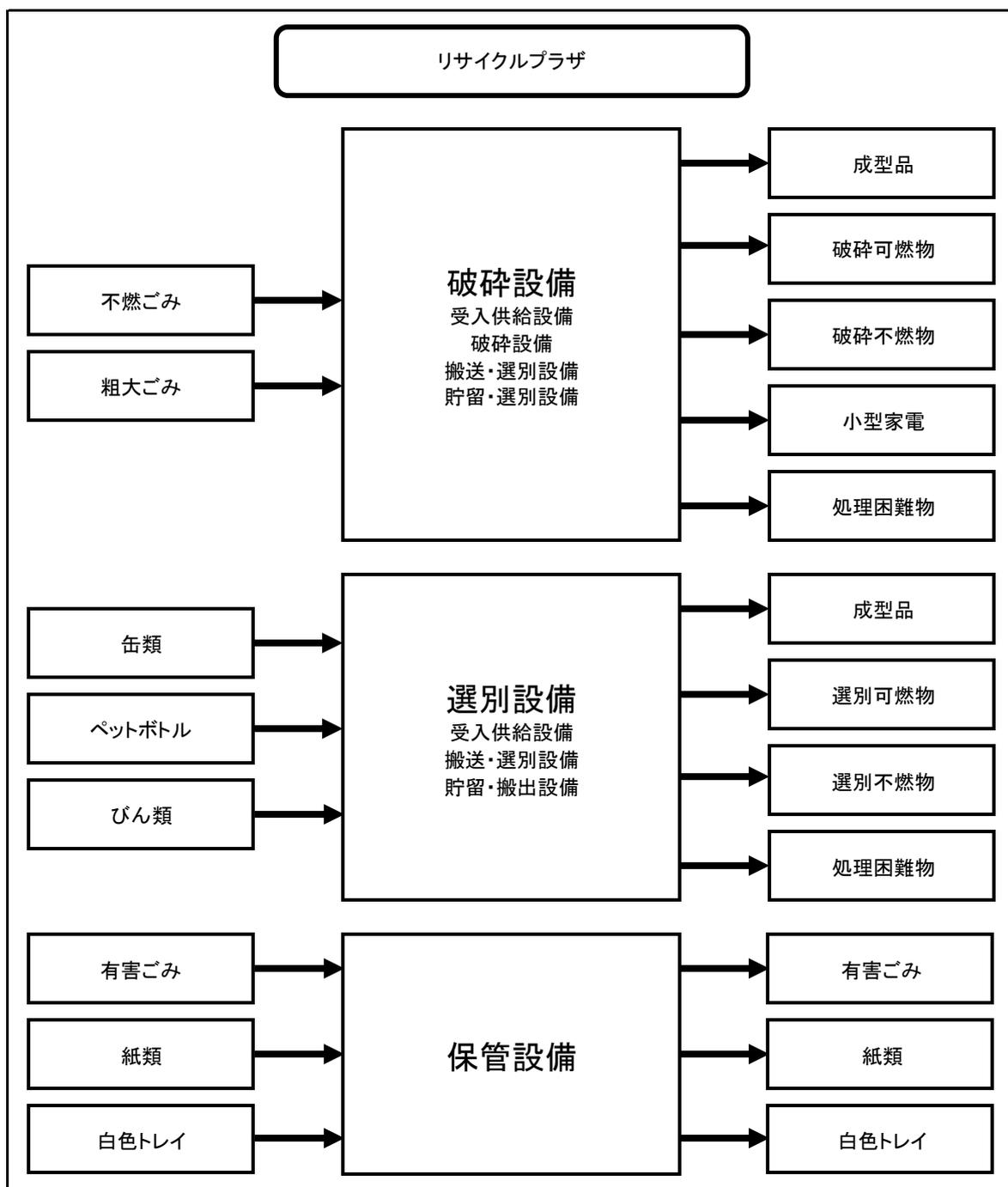


図 1-2 リサイクルプラザ処理フロー

表 1-1 リサイクルプラザの施設規模

		施設規模	備考
リサイクルプラザ		14.0 t/日	稼働時間：5時間
内 訳	破碎設備	11.3 t/日	不燃ごみ (5.1t/日)、粗大ごみ (6.2t/日)
	選別設備	2.7 t/日	資源ごみ (ペットボトル 0.4t/日、びん類 1.6t/日、缶類 0.7t/日)
	保管設備	—	有害ごみ、紙類、白色トレイ

b 処理方式

(a) 破碎設備（粗大ごみ）

粗大ごみはリサイクルプラザの粗大ごみ受入ヤードへ搬入し可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみに選別する。

○粗大ごみ受入ヤードへ搬入＋粗大ごみ選別貯留ヤードにて処理不適物等を除去するとともに可燃性粗大ごみを選別＋粗大ごみ・不燃ごみ受入ホッパへ投入＋粗破碎＋細破碎＋磁力選別＋アルミ選別＋可燃物選別＋不燃物選別＋貯留・保管

(b) 破碎設備（不燃ごみ）

不燃ごみは指定ごみ袋に入った状態で排出され、リサイクルプラザに搬入される。

○不燃ごみ受入ヤードへ搬入＋指定ごみ袋から取り出すとともに処理不適物等を除去し不燃ごみ選別貯留ヤードで貯留＋粗大ごみ・不燃ごみ受入ホッパへ投入＋粗破碎＋細破碎＋磁力選別＋アルミ選別＋可燃物選別＋不燃物選別＋貯留・保管

(c) 選別設備（ペットボトル）

ペットボトルは指定ごみ袋に入った状態で排出され、リサイクルプラザに搬入される。

○ペットボトル受入ヤードへ搬入＋指定ごみ袋から取出しペットボトル選別貯留ヤードで貯留＋受入ホッパへ投入＋選別＋圧縮梱包＋保管

(d) 選別設備（びん類）

びん類は指定ごみ袋に入った状態で排出され、リサイクルプラザに搬入される。

○びん類受入ヤードへ搬入＋指定ごみ袋から取出しびん類選別貯留ヤードで貯留＋受入ホッパへ投入＋選別（色選別）＋保管

(e) 選別設備（缶類）

缶類は指定ごみ袋に入った状態で排出され、リサイクルプラザに搬入される。

○缶類受入ヤードへ搬入＋指定ごみ袋から取出し缶類選別貯留ヤードで貯留＋受入ホッパへ投入＋選別＋圧縮＋保管

(f) 保管設備（有害ごみ）

有害ごみ（蛍光灯、LED 照明、電球、ライター、乾電池・充電電池、体温計・血圧計、釣り用の鉛等）は透明な袋（指定ごみ袋以外）に入った状態で排出され、リサイクルプラザに搬入される。

○有害ごみ受入貯留ヤードに搬入＋品目別に専用貯留容器に保管

(g) 保管設備（紙類・白色トレイ）

紙類（新聞・チラシ、雑誌（のり製本）・雑紙、雑誌（金属製本）、段ボール、紙パック）と白色トレイは、それぞれひもで縛った状態で排出され、リサイクルプラザに搬入される。

○紙類/白色トレイ受入貯留ヤードへ搬入＋品目別にヤードに保管

c 稼働条件

年間 240 日以上の稼働が可能なこと。

d 処理条件

リサイクルプラザにおける処理フローは、「添付資料 5 リサイクルプラザ 処理フロー（例）」を参考に提案する。

各処理ラインにおける処理フロー上の条件は以下のとおりとする。

(a) 粗大ごみ処理ライン

粗大ごみ受入ヤードでは、オイルヒーターからのオイルの抜き取りや石油ストーブからの灯油の抜き取り等、処理に対する安全配慮上必要な処置や安定処理等に配慮した前処理を行う。

スプリング入りマットレスやソファの解体、スプリングとマットレスの分離もこれに含む。分離、解体に要する設備機器等について必要に応じて提案する。

(b) 不燃ごみ処理ライン

破碎鉄、破碎アルミの選別方法については、設備、その組合せや順序等について提案を可とする。

小型家電については、対象とする品目を選別し、保管を行う。

(c) 缶類、ペットボトル及びびん類処理ライン

人力による事前破袋後の指定袋及び選別後の可燃物はごみ焼却施設に搬送し処理する。

ウ 建設事業者の業務概要

建設事業者は、当組合と締結する建設工事請負契約に基づき、本要求水準書に従って本施設的设计・建設業務を行うこと。建設事業者が行う業務の概要は以下のとおりとする。

(ア) 建設事業者は、当組合と締結する建設工事請負契約に基づき、処理対象物の適正な処理が可能な本施設的设计及び建設を行う。

(イ) 設計・建設業務の範囲は、造成工事、土木及び外構工事、建築物等及びプラント設備の工事等、本施設の整備に必要なもの全ての工事を含む。

(ウ) 建設事業者は、本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理、処分及びその他の関連するもの、建築確認等の許認可手続、プラント設備の試運転、引渡性能試験及び工事着手前に住民への周知に努め、工事中の住民対応等の各種関連業務を行う。建築確認等の許認可手続における建築確認申請（適合性判定を含む。）、中間検査、仮使用検査並びに完了検査に必要な申請費用負担を含む。

なお、住民対応とは、住民説明会用資料の作成、住民説明会への出席と出席者からの質疑に対する応答などの支援、その他組合と協議により決定した事項をいう。

(エ) 建設事業者は、当組合が行う循環型社会形成推進交付金の申請手続等、行政手続に必要な書類の作成等の協力、支援を行う。

(オ) (ア)から(エ)に係る具体的な業務の範囲は次のとおりとする。

a 事前調査

必要な測量、地質調査、電波障害調査等を行う。

b 建設用地における本施設の配置

建設用地の全体計画、本施設の配置、車両動線等の用地利用に係る設計を行う。

c 本施設的设计及び建設

工場棟をはじめ、事務室や会議室、見学者のための啓発設備及びそれを納める諸室、計量棟、ストックヤード、洗車場、電力供給設備及びこれらに関連する構内通路、駐車場、門扉、植栽工事等の建築物等の設計及び建設を行う。

d 関連設備の整備等

(a) 引き込み工事等

電力の引き込み、井水及び上水の引き込み、雨水排水設備の接続、電話の引き込み、高調波対策、見学者用説明・啓発機能調度品及び説明用パンフレットの納品、残土処理等を行う。

(b) 撤去工事

建設予定地は過去生コンクリート工場として使用された土地であるため、埋設物や土壌汚染等の調査を行うこと。本施設的设计に際して適切な対策を講じること。

また、予期しない地中構造物等が確認された場合は、速やかに当組合に報告し、取り扱いについて協議する。

e 生活環境影響調査の遵守

本事業に係る生活環境影響調査を遵守する。

f 官公署等への申請

建設事業者は、自らの費用負担で本事業に必要な関係官庁へ認可申請、報告、届出等を行う。さらに、当組合が本事業に必要な許認可申請、報告、届出等を行う場合、建設事業者は書類作成及び申請等について協力し、その経費を負担すること。

g 地元雇用や地元企業の活用

建設事業者は、本業務の実施に当たって、下請人等を選定する際は、地元企業（構成市町村内に本店（建設業法に規定する主たる営業所を含む。）を有する者。）の中から選定するよう努めなければならない。また、資機材等の調達、納品等においても、積極的に地元企業を活用し、本事業を通じて地域の活性化に貢献するよう努めなければならない。

h 周辺住民同意の取得等の住民対応

本施設の建設期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を当組合と連携して行う。

i 運営事業者への本施設の運転、維持管理、保守に係る指導

j 本事業の実施に必要な部品の供給業務及び本施設の運営への協力

k 法定資格者の配置

本施設の設計・建設業務期間中から必要な次の資格者は、運営事業者が配置する予定である。

(a) 第3種電気主任技術者

(b) 第2種ボイラー・タービン主任技術者

l その他本事業に必要な全ての業務

エ 当組合の業務概要

(ア) 敷地の確保

当組合は、本事業を実施するための敷地を確保する。なお、本事業への敷地引渡しは、建設工事請負契約を締結した後、速やかに行うことを計画している。

(イ) 生活環境影響調査手続き

当組合は、生活環境影響調査手続きを実施する（令和元年6月末までに終了予定）。

(ウ) 業務実施状況のモニタリング

当組合は、本施設の設計期間及び建設期間を通じ、本事業に係る監督職員を配置し、設計についての承諾などの設計監理及び施工監理を行う。設計監理及び施工監理においては、建設事業者に対して必要な調査・検査及び試験を求めることができる。

(エ) 建設費の支払

当組合は、建設事業者に対し、建設費を支払う。

(オ) 周辺住民対応

当組合は、本施設の建設期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を建設事業者と連携して行うものとする。

(カ) 本事業に必要な手続き

当組合は、本事業を実施する上で必要な、循環型社会形成推進交付金の申請、施設設置届の届出、各種許認可手続き等、各種手続を行う。

(キ) その他これらを実施する上で必要な業務

(2) 事業予定地

ア 事業予定地の概要

事業予定地は「添付資料1 現況図」に示すとおりである。

事業予定地は、国道279号線とJR大湊線の間に位置している。過去に生コンクリート工場として使用した土地であるものの現在は大部分が平坦な地形となっている。事業予定地の北

西側には現有施設（アックス・グリーン）やむつ衛生センター（し尿処理施設）が立地している。

イ 敷地の範囲と建設用地

当組合が所有する敷地の範囲は「添付資料1 現況図」の赤い実線で示す範囲である。
また、建設に際して留意すべき事項を「添付資料2 配置条件図」に示す。

ウ 計画地盤高

工事範囲の設計 GL は、ごみピット等の掘削残土をできるだけ場内利用することや、アプローチ道路、外構（舗装）等を考慮し提案とする。なお、発生残土を場外処分する必要がある場合は、建設事業者による自主処分とする。

エ 地質

事業予定地の地質は、「添付資料6 地質調査結果」に示すとおりである。

オ 都市計画事項

(ア) 都市計画区域	非線引き都市計画区域（特定用途制限地域） （「ごみ焼却場」として令和元年10月末都市計画決定予定）
(イ) 用途地域	無指定地域（自然環境共生地区）
(ウ) 防火地域	指定なし
(エ) 高度地区	指定なし
(オ) 建ぺい率	70%以内
(カ) 容積率	200%以内
(キ) 高さ制限	建築基準法による
(ク) 日影規制	指定なし
(ケ) 垂直積雪量	130 cm以上
(コ) 積雪の単位荷重	積雪量1cmごとに1㎡につき30N以上とする。
(サ) 凍結深度	55cm
(シ) 伝搬障害防止区域	指定なし
(ス) その他	埋蔵文化財なし

カ 敷地周辺設備

(ア) 電気

引込第1柱を新設し、国道沿いの高圧配電系統から一般高圧方式（6.6kV、1回線）にて引き込みを行う。

(イ) 用水

プラント用水は井水とする。生活用水は上水とする。

既存井戸の位置並びに上水の引き込み位置は「添付資料2 配置条件図」を参照のこと。
井水は原則としてNo3井戸から取水する計画を可とするとともに、本施設への引込配管は原則として埋設とすること。また、井水の水質検査結果は、「添付資料7 井水水質検査結果」を参照のこと。

井水、上水の引込みに係る工事負担金は建設事業者の負担とする。

(ウ) 排水

プラント排水及び生活排水は系外へ排水しない計画（クローズド方式）とする。なお、生活排水は合併処理浄化槽で処理した後、処理水を放流することも可能である。この場合、放

流水に係る水質基準（BOD：20 mg/L 以下及び BOD 除去率：90%以上）を遵守すること。

雨水排水対策として、流量計算の上、2級河川今泉川まで雨水を誘導する。雨水排水路の位置は「添付資料2 配置条件図」を参照のこと。

(エ) 電話・通信

電話及びインターネット配線を引き込むこと。なお、電話及びインターネットの利用環境の整備に係る通信事業者への工事負担金や契約料金は建設事業者の負担とする。

(オ) 燃料

本施設で使用する燃料は原則、灯油とする。

(3) ごみ焼却施設の基本条件

ア 処理対象物の種類

(ア) 可燃ごみ

構成市町村が委託した業者又は許可業者により搬入した可燃ごみ及び住民等が直接ごみ焼却施設に搬入する可燃ごみをいう。

(イ) 高水分ごみ

隣接するむつ衛生センター（し尿処理施設）から排出されるし尿残さ（助燃剤及び脱水し渣）のほか、漁業系養殖残さ（ホタテ養殖残渣）をいう。

(ウ) 破砕可燃物、選別後可燃物

「用語の定義」の定義で示したとおり。

(エ) 小動物の死骸

事故又は駆除による小動物の死骸、ペットの死骸等で行政が回収するもの並びに住民等が直接ごみ焼却施設に搬入するものをいう。主に犬、猫、狸、狐などとする。

小動物の死骸の投入方法は、ダンピングボックスを利用した投入とする。搬入形態は、ポリ袋に入った状態で搬入される。

なお、大型鳥獣類（大型のペット、成獣の熊、鹿など）は専用の焼却炉で処理を行うことを基本とし、保管用冷凍庫を併せて設置のこと。当該専用焼却炉の施設規模、形式等は提案とする。

(オ) 焼却対象災害廃棄物（非定期的に発生）

天災（地震、風水害等）・火災によって発生する廃棄物のうち、焼却対象のものをいう。

倒壊又は損壊した家屋や、故障、水没等により使用できなくなった家具、家財及び火災家屋・家具が主たる処理対象物である。

イ 計画処理量

計画処理量は、「表 1-2 計画処理量」に示すとおりとする。

焼却対象災害廃棄物は、非定常状態での発生のため計画処理量には含めない。これらのごみについては、「稼働初年度の計画処理量－各年度の計画処理量」で算出される量の範囲において当組合から要請がある場合は、原則として計画処理量に追加して対応しなければならない（稼働初年度は0である。）。一方、処理可能量の上限を、年間最大稼働可能日数（例えば300日/炉）、各年の計画処理量及びごみ質等から提案にて設定するものとし、この範囲内において当組合から要請がある場合は、計画処理量に追加して対応する。

表 1-2 計画処理量

区分	計画処理量
----	-------

焼却処理量	24,235 t/年
燃やせるごみ	21,460 t/年
高水分ごみ（し尿残さ）	1,696 t/年
破碎可燃物、選別後可燃物	1,079 t/年

※年度別計画処理量は、「添付資料 8 年度別計画搬入量」を参照のこと。

ウ 処理困難物、処理不適物

一般廃棄物のうち、「ア 処理対象物の種類」に分類されるものは処理対象物となる。ただし、処理対象物として受け入れても、処理が困難な場合や不具合が発生することが明らかなものについては、当組合と建設事業者で協議するものとし、その上で最終的な処理困難物、処理不適物の品目を決定する。

エ 計画ごみ質

計画ごみ質は、「表 1-3 可燃ごみの計画ごみ質」、のとおりとする。また、同表の計画ごみ質は、高水分ごみや破碎可燃物等を含まない値であることを考慮する。

なお、リサイクルプラザより車両又はコンベヤ搬送される破碎可燃物及び選別後可燃物のごみ質は、リサイクルプラザの処理フローや選別率等によるものであることから提案とする。

表 1-3 可燃ごみの計画ごみ質

項目		単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
低位発熱量		kJ/kg	6,800	9,000	12,100
三成分	水分	%	51.55	45.28	36.45
	灰分	%	10.55	9.39	7.74
	可燃分	%	37.90	45.33	55.81
単位体積重量		kg/m ³	190	179	167
元素組成	炭素	%	-	26.02	-
	水素	%	-	3.64	-
	窒素	%	-	0.73	-
	酸素	%	-	14.49	-
	硫黄	%	-	0.03	-
	塩素	%	-	0.42	-

オ ごみの搬入形態等

ごみの搬入形態、搬出入車両の仕様、搬入台数等は「添付資料 4 搬入搬出車両、保管容量等」及び「添付資料 14 年度別搬入量・搬入台数実績（平成 25 年度～平成 29 年度）」に示すとおりとする。

カ ごみ搬入日及び受付時間

搬入日及び受付時間は、以下のとおりとする。

(ア) 収集ごみ

毎週 月曜日から土曜日（祝日含む。）

9 時 00 分～16 時 30 分（昼休み時間を含む）

(イ) 許可業者

毎週 月曜日から土曜日（祝日含む。）

- 9時00分～16時30分（昼休み時間を含む）
- (ウ) 直接搬入
毎週 月曜日から土曜日（祝日含む。）
9時00分～16時30分（昼休み時間を含む）
- (エ) 受入しない日
日曜日、年末・年始（12月31日～1月3日（4日間））

キ 搬入搬出車両

ごみの種類ごとの搬入搬出車両の仕様は「添付資料4 搬入搬出車両、保管容量等」のとおりとする。

ク 年間稼働日数及び稼働時間

- (ア) 1日24時間連続運転とし、年間稼働日数は1炉280日以上とする。また、系列それぞれにおいて90日以上連続運転が可能なものとする。
- (イ) 施設引渡し後1年以内に系列それぞれにおいて90日以上連続運転の確認を行う。
- (ウ) 連続運転とは、処理システムを停止することなく、運転を継続している状態である。従って、連続運転中に非常停止、緊急停止等による処理システムの停止があってはならない。ただし、処理困難物、処理不適物の除去等により、処理システムの一部を停止し、又は予備系列への切り替え等のため、一時的にごみの供給等を停止することはこの限りでない。なお、風水害・地震・火災等の大規模災害等不測の事態及び警報等に対する運転員の対応遅れにより、処理システムを停止した際の扱いについては、その都度協議する。
- (エ) 安定運転とは、故障等により施設の運転を停止する（点検、清掃、調整、部品交換等に必要短時間な運転停止を除く。）ことなく、定常運転状態を維持できる運転をいうものとする。

ケ 可燃ごみの搬入量の変動係数

処理対象物の搬入量に係る変動係数は、「表1-4 可燃ごみ搬入量の変動係数（参考）」に示すとおりとする。

表 1-4 可燃ごみ搬入量の変動係数（参考）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成25年度	1.11	1.05	0.98	1.09	1.16	1.02	1.03	0.96	1.00	0.93	0.74	0.92
平成26年度	1.07	1.04	0.99	1.07	1.12	1.07	1.03	0.96	0.91	0.95	0.78	1.02
平成27年度	1.03	1.01	1.02	1.02	1.12	1.01	1.01	0.95	1.03	0.92	0.83	1.05
平成28年度	1.02	1.11	0.99	1.00	1.20	1.09	0.98	0.94	0.99	0.93	0.77	0.98
平成29年度	0.96	1.09	1.03	1.04	1.16	1.00	1.03	0.95	0.97	0.96	0.77	1.02

コ 主要設備方式

(ア) 運転方式

1炉1系列で構成し、定期補修時及び定期点検時においては、他系列は原則として常時運転できるものとし、共通する部分を含む設備の補修作業の安全が確保されるよう考慮する。

(イ) 設備方式

仕様の概要は「表1-5 ごみ焼却施設の仕様概要」のとおりとする。

表 1-5 ごみ焼却施設の仕様概要

設備名	仕様概要
-----	------

受入供給設備	ピット&クレーン方式
燃焼設備	ストーカ方式
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
排ガス処理設備	ろ過式集じん器、乾式有害ガス除去設備、活性炭吹込設備、無触媒脱硝装置
余熱利用設備	発電、ロードヒーティング
通風設備	平衡通風方式
灰出し設備	ピット&クレーン方式又はバンカ方式
飛灰処理設備	乾式（外部資源化する場合）、薬剤処理方式（最終処分する場合）
排水処理設備	プラント排水・生活排水を対象 生物処理+凝集沈殿、クローズド方式 生活排水は合併処理浄化槽による処理後、処理水を放流することも可とする
電気設備	高圧受電
計装設備	分散型自動制御システム方式（DCS）

サ 焼却条件

- (ア) 燃焼室出口温度
850℃以上
- (イ) 上記燃焼温度でのガス滞留時間
2秒以上
- (ウ) 煙突出口排ガスの一酸化炭素濃度
30ppm以下（O₂12%換算値の4時間平均値）
- (エ) 安定燃焼
100ppmを超えるCO濃度瞬時値のピークを極力発生させないこと
- (オ) 熱しゃく減量
5%以下（主灰）

シ 公害防止基準

(ア) 排ガス基準

「新ごみ処理施設整備基本計画」に基づき、煙突出口において、「表 1-6 排ガス基準」に示す基準以下とする。

表 1-6 排ガス基準

項目	基準値	
ばいじん	0.01 g/m ³ N	(O ₂ 12%換算値)
塩化水素	50 ppm	(O ₂ 12%換算値)
硫酸化合物	20 ppm	(O ₂ 12%換算値)
窒素化合物	80 ppm	(O ₂ 12%換算値)
ダイオキシン類	0.05 ng-TEQ/m ³ N	(O ₂ 12%換算値)
水銀	30 μg/m ³ N	(O ₂ 12%換算値)

(イ) 排水に関する基準

プラント排水、生活排水はクローズド方式とし、外部への排水を行わないため、基準は定めない。生活排水は合併処理浄化槽で処理した後、処理水を放流することも可能である。こ

の場合、浄化槽法施行規則に基づき、放流水に係る水質基準（BOD：20 mg/L 以下及び BOD 除去率：90%以上）を遵守する。

(ウ) 騒音基準

「新ごみ処理施設整備基本計画」に基づき、工場棟が定格負荷運転時に敷地境界線上において、「表 1-7 騒音基準」の基準以下とする。

表 1-7 騒音基準

昼 (08:00~19:00)	朝、夕 (06:00~08:00) (19:00~21:00)	夜 (21:00~翌 06:00)
55 dB (A)	50 dB (A)	45 dB (A)

※敷地境界線での基準

(エ) 振動基準

「新ごみ処理施設整備基本計画」に基づき、工場棟が定格負荷運転時に敷地境界線上において、「表 1-8 振動基準」の基準以下とする。

表 1-8 振動基準

昼 (08:00~19:00)	夜 (19:00~翌 08:00)
60dB	55dB

※敷地境界線での基準

(オ) 悪臭基準

「新ごみ処理施設整備基本計画」に基づき、工場棟が定格負荷運転時に敷地境界線上及び気体の排出口において、「表 1-9 悪臭基準」の基準以下とする。

表 1-9 悪臭基準

項目	敷地境界 ppm	気体排出口 m ³ N/h
アンモニア	1	注 1
メチルメルカプタン	0.002	—
硫化水素	0.02	注 1
硫化メチル	0.01	—
二硫化メチル	0.009	—
トリメチルアミン	0.005	注 1
アセトアルデヒド	0.05	—
プロピオンアルデヒド	0.05	注 1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	注 1
イソブチルアルデヒド	0.02	注 1
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	注 1
イソバレルアルデヒド	0.003	注 1
イソブタノール	0.9	注 1
酢酸エチル	3	注 1

メチルイソブチルケトン	1	注1
トルエン	10	注1
スチレン	0.4	—
キシレン	1	注1
プロピオン酸	0.03	—
ノルマル酪酸	0.001	—
ノルマル吉草酸	0.0009	—
イソ吉草酸	0.001	—

注1：気体排出口における規制基準（許容限度）は、「悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び規制基準の設定」（平成24年4月1日むつ市告示第48号）に基づき、特定悪臭物質の種類ごとに算出された流量とする。

(カ) 飛灰処理物

a 溶出基準

「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」に基づき、「表 1-10 飛灰処理物の溶出基準」の基準以下とする。

表 1-10 飛灰処理物の溶出基準

項目	基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀及びその化合物	0.005 mg/L
カドミウム及びその化合物	0.09 mg/L
鉛及びその化合物	0.3 mg/L
六価クロム及びその化合物	1.5 mg/L
ひ素及びその化合物	0.3 mg/L
セレン及びその化合物	0.3 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

b ダイオキシン類含有量

「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」に基づき、「表 1-11 飛灰処理物のダイオキシン類含有基準」の基準以下とする。

表 1-11 飛灰処理物のダイオキシン類含有基準

項目	基準値
ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g

(キ) 主灰のダイオキシン類含有量（埋立処分する場合）

「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」に基づき、「表 1-12 主灰のダイオキシン類含有基準」の基準以下とする。

表 1-12 主灰のダイオキシン類含有基準

項目	基準値
ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g

(ク) 作業環境基準

「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について(厚生労働省通知)」に基づき、全炉定格負荷運転時にごみ焼却施設内において、「表 1-13 作業環境基準」の基準以下とする。測定は、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱(厚生労働省労働基準局基発第401号の2)に準拠し行う。

表 1-13 作業環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	2.5 pg-TEQ/m ³

(4) リサイクルプラザの基本条件

ア 対象物(破碎設備)

(ア) 不燃ごみ

当組合、構成市町村が自らあるいは委託した業者又は許可業者により搬入する不燃ごみ及び住民等が直接リサイクルプラザに搬入する不燃ごみをいう。

(イ) 粗大ごみ

当組合、構成市町村が自らあるいは委託した業者又は許可業者により搬入する粗大ごみ及び住民等が直接リサイクルプラザに搬入する粗大ごみをいう。

(ウ) 破碎対象災害廃棄物(非定期的に発生)

天災(地震、風水害等)、火災によって発生する廃棄物のうち、破碎対象のものをいう。倒壊し、又は損壊した家屋や、故障、水没等により使用できなくなった家具及び家財が主たる処理対象物である。

イ 計画処理量(破碎設備)

計画処理量は、「表 1-14 計画処理量(破碎設備)」に示すとおりとする。

破碎対象災害廃棄物は、非定常状態での発生のため計画処理量には含めない。ただし、これらのごみの処理可能量の上限を、稼働日の追加や時間延長、各年の計画処理量及びごみ質等から提案にて設定するものとし、この範囲内において当組合から要請がある場合は、計画処理量に追加して対応する。

表 1-14 計画処理量(破碎設備)

区分	計画処理量
リサイクルプラザ(破碎対象)	1,918 t/年
不燃ごみ	1,184 t/年
粗大ごみ	734 t/年

ウ 対象物(選別設備)

(ア) ペットボトル

構成市町村が自らあるいは委託した業者又は許可業者が搬入するペットボトル及び住民等が直接搬入するペットボトルをいう。

(イ) びん類(無色・茶色・その他)

構成市町村が自らあるいは委託した業者又は許可業者が搬入するびん類及び住民等が直

接搬入するびん類をいう。

(ウ) 缶類（鉄・アルミ）

構成市町村が自らあるいは委託した業者又は許可業者が搬入する缶類及び住民等が直接搬入する缶類をいう。

エ 計画処理量（選別設備）

計画処理量は、「表 1-15 計画処理量（選別設備）」に示すとおりとする。

表 1-15 計画処理量（選別設備）

区分	計画処理量
リサイクルプラザ（選別設備）	549 t/年
ペットボトル	88 t/年
びん類（無色・茶色・その他）	331 t/年（無色 99t/年、茶色 179t/日、その他 53t/年）
缶類（鉄・アルミ）	130 t/年（鉄 100t/年、アルミ 30t/年）

オ 保管対象物（保管設備）

保管設備の保管対象物は、下記に示す品目とする。保管対象物は、一時保管後資源化するが、保管対象品目でないものは選別し、選別物の種類に応じて「添付資料5 リサイクルプラザ処理フロー（例）」に従って処理するものとする。

- (ア) 新聞・チラシ
- (イ) 雑誌（のり製本）・雑紙
- (ウ) 雑誌（金属製本）
- (エ) 段ボール
- (オ) 紙パック
- (カ) 白色トレイ
- (キ) 蛍光灯
- (ク) LED 照明
- (ケ) 電球
- (コ) ライター
- (サ) 乾電池・充電電池
- (シ) 体温計・血圧計
- (ス) 釣り用の鉛

カ 処理困難物、処理不適物

一般廃棄物のうち、「ア 対象物（破碎設備）」「ウ 対象物（選別設備）」「オ 保管対象物（保管設備）」に分類されるものは処理対象物となる。処理対象物として受け入れたごみの中に含まれる、処理が困難な物や処理した場合に不具合が発生する物については、当組合と建設事業者で協議するものとし、その上で最終的な処理困難物、処理不適物の品目を決定する。

なお、意図せず搬入されたもののうち、金属類に該当するものは性状に応じ「鉄」「アルミ」等の資源物として資源化する。

キ 計画ごみ質

不燃ごみ、粗大ごみ、ペットボトル、びんの計画ごみ質は、「表 1-16 不燃ごみ、粗大

ごみ及び高水分ごみの組成(参考)」、「表 1-17 缶類、有害ごみの内訳(参考)」、「表 1-18 紙類の内訳(参考)」、「表 1-19 びん類の内訳(参考)」を踏まえ、建設事業者にて設定する。各設備の処理能力は、ごみ質の変動に対応できるよう十分な余裕を見込むものとする。

表 1-16 不燃ごみ、粗大ごみ及び高水分ごみの組成(参考)

処理対象物内訳	割合
搬入時	100.0%
不燃ごみ	60.7%
粗大ごみ	38.1%
高水分ごみ(養殖残渣・漁業系廃棄物)	1.1%
搬出時	100.0%
缶類(鉄)【缶類へ】	4.7%
缶類(アルミ)【缶類へ】	4.5%
有害ごみ【有害ごみへ】	0.4%
ガラス【びん類へ】	3.4%
小型家電	3.7%
家電4品目	0.2%
金属類(非鉄金属・鉄くず等)	13.9%
高水分ごみ(養殖残渣)	0.6%
不燃ごみ・粗大ごみ処理残渣	68.5%

表 1-17 缶類、有害ごみの内訳(参考)

処理対象物内訳	割合
搬入時=搬出時	100.0%
缶類(鉄)	61.7%
缶類(アルミ)	30.3%
乾電池	6.0%
有害ごみ	1.9%

表 1-18 紙類の内訳(参考)

処理対象物内訳	割合
搬入時=搬出時	100.0%
新聞類	26.0%
雑誌類	14.5%
ダンボール	39.0%
紙パック	0.3%
その他紙類	20.3%

表 1-19 びん類の内訳(参考)

処理対象物内訳	割合
搬入時=搬出時	100.0%
無色	30.8%

茶色	53.0%
その他の色	16.2%

ク 純度、回収率等

選別物の純度、回収率等については次のとおりとする。

表 1-20 選別物の純度、回収率（参考）等

処理対象物内訳	純度	回収率（参考値）
破砕設備（破砕、選別処理後）		
鉄類	95%	90%
アルミ類	85%	60%
選別設備（選別処理後）		
スチール缶	95%	95%
アルミ缶	95%	90%

ケ ごみの搬入形態

ごみの搬入形態、搬出入車両の仕様、搬入台数等は「添付資料4 搬入搬出車両、保管容量等」に示すとおりとする。

コ ごみ搬入日、受付時間及び搬出時間

搬入日及び受付時間は、以下のとおりとする。

(ア) 受入する日

毎週 月曜日から土曜日（祝日含む。）

9時00分～16時30分（昼休み時間を含む）

(イ) 受入しない日

日曜日、年末・年始（12月31日～1月3日（4日間））

サ 資源物等搬出車両

鉄、アルミ等の資源物の搬出車両の仕様は「添付資料4 搬入搬出車両、保管容量等」のとおりとする。

シ 年間稼働日数及び稼働時間

(ア) 1日5時間の処理を行うものとし、年間稼働日数は240日以上とする。また、系列それぞれにおいて90日間以上にわたり、この間の計画作業日における安定運転が可能なものとする。

(イ) 施設引渡し後1年以内に系列それぞれにおいて90日間以上の期間内の計画作業日における安定運転の確認を行う。

(ウ) 安定運転とは、設備の故障や運転員の誤操作等により処理システムを停止することなく、運転を継続している状態である。ただし、処理困難物、処理不適物の除去等により、処理システムの一部を停止することや一時的にごみの供給等を停止すること等、手選別等の作業員に起因するごみ供給の停止はこの限りでない。なお、風水害・地震等の大規模災害等不測の事態及び警報等に対する運転員の対応遅れにより、処理システムを停止した際の扱いについて

ては、その都度協議する。

ス 不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの変動係数

処理対象物の搬入量に係る変動係数は、「表 1-2 1 不燃ごみの変動係数」、「表 1-2 2 粗大ごみの変動係数」、「表 1-2 3 資源ごみの変動係数」に示すとおりとする。

表 1-2 1 不燃ごみの変動係数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成 25 年度	1.21	1.03	1.13	1.14	1.22	1.04	0.91	1.02	1.06	0.74	0.69	0.81
平成 26 年度	1.28	1.18	1.00	1.00	1.08	1.07	0.93	0.99	1.00	0.82	0.75	0.90
平成 27 年度	1.16	1.13	1.03	0.93	1.05	0.96	1.08	1.00	1.00	0.83	0.77	1.05
平成 28 年度	1.19	1.13	0.96	1.04	1.08	1.12	1.01	0.95	1.07	0.83	0.70	0.92
平成 29 年度	1.21	1.11	1.05	1.06	1.04	1.14	0.98	0.98	1.00	0.83	0.71	0.89

表 1-2 2 粗大ごみの変動係数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成 25 年度	1.64	1.41	1.34	1.15	1.16	1.00	1.03	1.09	0.84	0.37	0.24	0.75
平成 26 年度	1.43	1.35	0.91	1.20	0.94	1.13	1.16	1.16	0.59	0.33	0.55	1.25
平成 27 年度	1.12	1.29	1.16	0.98	0.95	1.14	1.31	1.00	0.68	0.17	0.32	1.88
平成 28 年度	1.15	1.33	1.06	0.95	1.04	1.47	1.29	1.15	0.73	0.26	0.44	1.13
平成 29 年度	1.26	1.13	1.22	1.18	1.32	1.09	1.02	1.21	0.75	0.40	0.29	1.13

表 1-2 3 資源ごみの変動係数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成 25 年度	1.20	1.10	1.07	0.99	1.14	1.08	0.90	0.98	1.03	0.81	0.78	0.93
平成 26 年度	1.24	1.08	1.02	1.03	1.11	1.04	0.96	0.89	0.89	0.91	0.87	0.95
平成 27 年度	1.17	1.04	1.00	1.04	1.11	0.99	0.97	0.90	1.01	0.88	0.85	1.04
平成 28 年度	1.15	1.04	1.02	1.00	1.11	1.07	1.02	0.88	1.02	0.88	0.78	1.03
平成 29 年度	1.15	0.97	1.11	1.07	1.06	1.11	0.89	0.92	0.94	0.86	0.83	1.09

セ 主要設備方式

(ア) 設備方式

仕様の概要は「表 1-2 4 リサイクルプラザ（破碎設備）の仕様概要」、「表 1-2 5 リサイクルプラザ（選別設備）の仕様概要」、「表 1-2 6 リサイクルプラザ（保管設備）の仕様概要」のとおりとする。

表 1-2 4 リサイクルプラザ（破碎設備）の仕様概要

設備名	仕様概要
受入供給設備	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃ごみ 不燃ごみ受入ヤード→不燃ごみ選別貯留ヤード→供給設備 ・粗大ごみ 粗大ごみ受入ヤード→粗大ごみ選別貯留ヤード→供給設備（可燃粗大ごみはごみ焼却施設に搬送）
破碎設備	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃ごみ/粗大ごみ 一次破碎機（粗破碎機）、二次破碎機（高速回転破碎機）
搬送・選別設備	搬送コンベヤ、選別コンベヤ、磁力選別機、アルミ選別機、粒度選別機
貯留・搬出設備	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄類、アルミ類 鉄類圧縮機/アルミ圧縮機→貯留（ヤード） ・破碎可燃物 搬送コンベヤ→（ごみ焼却施設ごみピットもしくはバンカへ） ・破碎不燃物 搬送コンベヤ→貯留（バンカ）
排水処理設備	ごみ焼却施設へ圧送（リサイクルプラザ共通）
電気計装設備	データ処理装置を含むオペレータコンソールの PLC を基本としたシステム（リサイクルプラザ共通）

表 1-25 リサイクルプラザ（選別設備）の仕様概要

設備名	仕様概要
受入供給設備	<ul style="list-style-type: none"> ・缶類/ペットボトル 缶類/ペットボトル受入ヤード→缶類/ペットボトル選別貯留ヤード→搬送設備 ・びん類 びん類受入ヤード→びん類選別貯留ヤード→搬送設備
搬送・選別設備	<ul style="list-style-type: none"> ・缶類/ペットボトル 受入供給コンベヤ→異物除去コンベヤ→磁力選別機（缶類）→アルミ選別機（缶類）※ ・びん類 受入供給コンベヤ→手選別コンベヤ
貯留・搬出設備	缶類圧縮機、ペットボトル圧縮梱包機（現有施設内のものをリサイクルプラザに移設して使用）、各種ストックヤード

※：必要により

表 1-26 リサイクルプラザ（保管設備）の仕様概要

設備名	仕様概要
貯留・搬出設備	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞・チラシ、雑誌（のり製本）・雑紙、雑誌（金属製本）、段ボール、紙パック、白色トレイの各受入貯留ヤード ・有害ごみ等（蛍光灯、LED 照明、電球、ライター、乾電池・充電電池、体温計・血圧計、釣り用の鉛）の受入貯留ヤード ・処理困難物、処理不適物のストックヤード

ソ 公害防止基準

(ア) 排水に関する基準

「(3) シ (イ) 排水に関する基準」に準ずる。

- (イ) 騒音基準
「(3) シ (ウ) 騒音基準」に準ずる。
- (ウ) 振動基準
「(3) シ (エ) 振動基準」に準ずる。
- (エ) 悪臭基準
「(3) シ (オ) 悪臭基準」に準ずる。
- (オ) 粉じん濃度基準
「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 (2017 改訂版) (公益社団法人全国都市清掃会議)」で推奨される値を採用し、「表 1-27 排気口出口の粉じん濃度」の基準以下とする。

表 1-27 排気口出口の粉じん濃度

項目	基準値
排気口出口の粉じん濃度	0.1 g/m ³ N

- (カ) 作業環境中粉じん濃度
「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 (2017 改訂版) (公益社団法人全国都市清掃会議)」で推奨される値を採用し、「表 1-28 作業環境中粉じん濃度」の基準以下とする。

表 1-28 作業環境中粉じん濃度

項目	基準値
作業環境中粉じん濃度	2 mg/m ³

(5) 関係法令等の遵守

ア 関連する法令の遵守

本施設の設計及び建設に関して、遵守する関係法令等は次のとおりとする。

- (ア) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)
- (イ) 再生資源の利用の促進に関する法律 (平成 3 年法律第 48 号)
- (ウ) ダイオキシン類対策特別措置法 (平成 11 年法律第 105 号)
- (エ) 環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号)
- (オ) 大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号)
- (カ) 悪臭防止法 (昭和 46 年法律第 91 号)
- (キ) 騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号)
- (ク) 振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号)
- (ケ) 水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号)
- (コ) 土壌汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号)
- (サ) 水道法 (昭和 32 年法律第 177 号)
- (シ) 浄化槽法 (昭和 58 年法律第 43 号)
- (ス) 計量法 (平成 4 年法律第 51 号)
- (セ) 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)
- (ソ) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号)
- (タ) 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号)
- (チ) 景観法 (平成 16 年法律第 110 号)
- (ツ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 18 年法律第 91 号)
- (テ) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号)

- (ト) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (ナ) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (ニ) 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- (ヌ) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- (ネ) 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- (ノ) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- (ハ) 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）
- (ヒ) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- (フ) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
- (ヘ) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- (ホ) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
- (マ) クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）及びクレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 134 号）
- (ミ) ボイラ及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）
- (ム) 事務所衛生基準規則（昭和 47 年労働省令第 43 号）
- (メ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- (モ) 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 8 年青森県条例第 43 号）
- (ヤ) 青森県景観条例（平成 8 年青森県条例第 2 号）
- (ユ) むつ市公害防止条例（昭和 51 年条例第 3 号）
- (ヨ) その他本事業に関連する法令、条例等

イ 関連する基準・規格等の遵守

本施設の設計及び建設に関して、準拠又は遵守する基準・規格等（最新版に準拠）は次のとおりとする。

- (ア) 廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について（平成 10 年生衛発第 1572 号）
- (イ) ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン
- (ウ) ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版（公益社団法人全国都市清掃会議）
- (エ) 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（資源エネルギー庁）
- (オ) 系統アクセスルール等東北電力株式会社が定める規定
- (カ) 高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン（経済産業省）高調波抑制対策技術指針（平成 7 年 10 月 社団法人日本電気協会）
- (キ) 日本工業規格
- (ク) 電気学会電気規格調査会標準規格
- (ケ) 日本電機工業会規格
- (コ) 日本電線工業会規格
- (サ) 日本電気技術規格委員会規格
- (シ) 日本照明器具工業会規格
- (ス) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (セ) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (ソ) 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (タ) 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (チ) 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

- (ツ) 工場電気設備防爆指針（独立行政法人労働安全衛生総合研究所）
- (テ) 官庁施設の総合耐震計画基準（平成 19 年 12 月 18 日国営計第 76 号、国営整第 123 号、国営設第 101 号）
- (ト) 官庁施設の環境保全性に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (ナ) 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（平成 18 年 3 月 31 日国営整第 157 号、国営設第 163 号）
- (ニ) 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (ヌ) 建設設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (ネ) 煙突構造設計指針（平成 19 年 11 月社団法人日本建築学会）
- (ノ) 事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針（平成 4 年 労働省告示第 59 号）
- (ハ) 建築工事標準詳細図
- (ヒ) 建築設計基準
- (フ) 建築構造基準
- (ヘ) 擁壁設計標準図
- (ホ) 構内舗装・排水設計基準
- (マ) 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- (ミ) 土木工事共通仕様書（国土交通省）
- (ム) 道路土工要綱（公益社団法人日本道路協会）
- (メ) 道路土工軟弱地盤対策工指針（公益社団法人日本道路協会）
- (モ) その他関連法令、規格、基準等

(6) 設計・建設に係る基本事項

ア 基本設計

建設事業者は、事業スケジュールに遅滞がないよう、工事の基本設計に着手する。基本設計の作成後、設計の内容について当組合の承諾を得るため、基本設計に係る承諾申請図書を作成し、当組合に 5 部提出する。

基本設計について当組合の承諾を得た上で、本施設等の実施設計を開始する。なお、基本設計に係る承諾申請図書は、既提出の応募書類に基づくものとし、原則として内容の変更は認めない。ただし、内容を上回り、かつ、当組合が認めるものであれば、これを妨げるものではない。なお、基本設計に係る承諾申請図書の内容は、次のとおりとする。

- (ア) 施設概要
- (イ) 設計基本数値
 - a 施設計画基本数値
 - b 主要施設（機器）設計計算書
 - c 設計仕様書（機械設備、電気設備、土木・建築設備）
 - d 図面
 - e 全体工事工程
 - f その他

イ 実施設計

建設事業者は、基本設計に係る承諾申請図書について当組合の承諾を得た後、速やかに実施設計に着手する。実施設計の作成後、設計の内容について当組合の承諾を得るため、実施設計に係る承諾申請図書を作成し、当組合に提出する。

実施設計に係る承諾申請図書の承諾を得た上で、本施設等の建設を開始する。なお、実施設

計に係る承諾申請図書は、既提出の基本設計に基づくものとし、原則として内容の変更は認めない。ただし、内容を上回り、かつ当組合が認めるものであれば、これを妨げるものではない。

ウ 実施設計の確定までの手順（参考）

- (ア) 建設事業者は、応募書類に基づき実施設計を行う。
- (イ) 建設事業者は、実施設計に係る承諾申請図書として当組合に提出する全ての図書、及びその一覧を5部作成の上、当組合に提出し、承諾を得る。なお、実施設計に係る承諾申請図書の内容は、次のとおりとする。
 - a 土木・建築及び設備機器詳細図（建築意匠図、構造図、電気設備図、機械設備図、プラント機器設計図、配管図、外構図等）
 - b 各工事仕様書
 - c 各工事計算書
 - d 各工事積算内訳書
 - e パース（鳥瞰図2種類以上、アイレベル図2種類以上、内観図2種類以上）
 - f その他必要な図書
- (ウ) 当組合は、承諾後、速やかに建設事業者へ通知するが、当組合の承諾を得られない場合、建設事業者は、図書の修正を行わなければならない。

当組合は、承諾した後においても、一覧に記載されていないものについて、実施設計に係る承諾申請図書の提出を求めることができるものとし、建設事業者は、合理的な理由がなければ提出しなければならない。
- (エ) 建設事業者は、設計の内容について当組合の承諾を得るため、実施設計に係る承諾申請図書を作成し、当組合に5部提出する。

当組合は、承諾した後においても、工事工程に影響を及ぼさない範囲で変更を指示することができる。建設事業者は、指示の内容について、合理的な理由がない限り、実施設計に係る承諾申請図書の修正を行わなければならない。
- (オ) 当組合の承諾後、建設事業者は、実施設計を確定する。

エ 設計の瑕疵

建設事業者は、本施設等の実施設計を行うため、設計に係る瑕疵については全ての責任を負い、当組合の承諾申請図書等の承諾行為が、建設事業者の設計に係る瑕疵の責任を回避するものではない。ただし、当組合が提供する本要求水準書等や当組合の指示に誤りがあった場合は、この限りでない。なお、実施設計の瑕疵担保期間は、原則として引渡し後10年間とする。

オ 疑義

本要求水準書等に疑義が生じた場合は、当組合と建設事業者で協議の上、疑義に係る解釈の決定を行う。

カ 許認可

本施設の建設に当たって必要とする許認可については、建設事業者の責任と負担において全て取得する。ただし、取得に際して、当組合が担う必要があるものについては当組合が行うが、必要な協力を行う。

キ 工事

建設事業者は工事の着手及び履行において次の点に留意すること。

- (ア) 工事の開始に当たり、建設事業者は次の図書を適時に当組合に提出し、当組合の承諾を得る。なお、工事の進捗により図書の修正が必要となった場合は、適宜修正の承諾を得る。
 - a 工事工程表
 - b 建設工事請負契約書に記載された各種届出やその他必要な書類
- (イ) 建設事業者は、本施設の設備の製造、施工等を行うに当たり、事前に施工承諾申請図書（土木・建築及びプラント設備機器詳細図、施工計画書、下請報告書、施工体制台帳、施工体系図、技能士報告書、主要資材選定届、材料試験成績表、施工要領書、検査要領書、計算書・検討書等）を提出し承諾を得ること。
- (ウ) 建設工事については、原則として、仮設工事も含めて建設用地内で行うものとし、これにより難しい場合は当組合と協議する。
- (エ) 資格を必要とする作業は、監督職員に資格者の証明の写しを提出する。

ク 安全衛生管理

建設事業者は、その責任において工事の安全に十分配慮し、作業従事者等への安全教育を徹底し、労務災害や周辺への二次災害が発生しないように努める。特に、工事車両の通行や出入りについては、事故や周辺に迷惑が掛からないよう配慮するとともに周辺道路の汚損を防止すること。また、隣接する JR 大湊線の運行に支障を与えないよう配慮すること。工事用車両の出入口では、交通整理を行い、一般通行者の安全を図る。

- (ア) 保守の容易な設備の設置、作業の安全の確保、各種保安装置、バイパスの設置及び必要な予備機器の確保、各種設備の適所への設置等、運転管理における安全の確保に配慮する。
- (イ) 関連法令に準拠して、安全、衛生設備を完備する他、作業環境を良好な状態に保つように、騒音や振動の防止、必要換気量や必要照度及びゆとりあるスペースを確保する。
- (ウ) 室内騒音が約 80 デシベルを超えると予想されるものについては、機能上及び保守点検上支障のない限度において、減音対策を施す。騒音が特に著しい機器類は別室へ設置するとともに、部屋は吸音工事を施す。
- (エ) ダイオキシン類対策として、以下の事項に留意する。
 - a 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成 13 年基発第 401 号の 2）及び廃棄物焼却施設解体作業マニュアル（社団法人日本保安用品協会）等、最新版の厚生労働省の通達、マニュアル、要綱等を遵守する。
 - b 施設内の要所にエアシャワー室を設け、ダストの飛散を防止する。
 - c 補修要員の着衣は、場内で洗濯、乾燥するものとし、その排水は排水処理設備にて適正な水質に処理する。
 - d ダイオキシン類の管理区域を明確にする。また、非管理区域には管理区域を通過せずに往来できる動線を確保する。
 - e 作業環境中のダイオキシン類は 2.5pg-TEQ/m³以下とすること。
- (オ) 有害ガスの発生及び酸素欠乏場所としての対策が必要なピット・槽等には、換気設備又は可搬式通風装置を設置できるマンホール（φ 600 以上）及び作業員出入用マンホール（φ 600 以上）を設ける。
- (カ) 二硫化炭素・硫化水素等の発生が認められる箇所には、密閉化又は局所排気装置等を設け、発散抑制対策を十分考慮する。特に飛灰処理剤を直接扱う箇所等、二硫化炭素・硫化水素等にはばく露する恐れのある所には、有機ガス用防毒マスク等の有効な呼吸用保護具を完備する。また、作業員等が見やすい場所に二硫化炭素・硫化水素等が人体に及ぼす作用、飛灰処理剤の取扱い上の注意事項及び中毒が発生した場合の応急措置等を記載したパネルを必要箇所

に設置する等、厚生労働省、関係官公署からの通知、指導を遵守し、二酸化炭素・硫化水素等のばく露防止に努める。

ケ 環境保全

建設事業者は、その責任において周辺環境を考慮し、環境の保全に十分配慮する。建設廃棄物は、適切にリサイクルや処分を行う。掘削残土は、土質により建設用地内で利用することを可とし、その他は自由処分とする。飛散防止や異物除去等の処理を行う。

コ 生活環境影響調査の遵守

事業の実施に当たっては、「下北地域新ごみ処理施設整備事業に係る生活環境影響調査報告書」の内容を遵守する。(令和元年6月末までに終了予定)

サ 別途工事との調整

- (ア) 敷地内において当組合が発注した別途工事がある場合は、当該工事請負事業者との調整を率先して行い、当該工事が円滑に施工できるよう協力すること。
- (イ) 当組合は、設計監理及び施工監理業務の受注者(当組合が定める監督職員を補助する者として当組合が委託する者。以下「監理業務受注者」という。)とともに、全体進捗状況の確認を行う。

シ 試運転

建設事業者は、順調かつ安定した連続運転ができることを確認するため、試運転とそれに係る調整を行う。試運転の前に、試運転の手順や日程及び要領等をまとめた試運転要領書を提出し、当組合の承諾を得るものとする。

建設事業者は、処理対象物を設備に投入して処理を行い、所定の性能を発揮することが可能と判断される時点以降において、予備性能試験及び引渡性能試験を含む試運転を工期内に実施すること。試運転の期間は、予備性能試験及び引渡性能試験を含め、ごみ焼却施設で原則180日程度、リサイクルプラザで原則30日程度とする。なお、本施設の完成度が試運転の実施可能な段階に達したか否かは、建設事業者の判断によるものとする。

試運転に係る業務は、原則、建設事業者が行うものとし、試運転に必要な経費負担も建設事業者が負うものとする。ただし、試運転業務の一部を運営事業者へ委託する場合は、実施体制等を当組合に書類で提出し、責任の所在を明確にした上で当組合の承諾を得ること。

試運転期間中、故障、不具合等が発生した場合には、建設事業者は、責任をもってその故障、不具合等の修復及び改善に当たるとともに、直ちに当組合に通報して状況説明を行うこと。

なお、試運転に係る費用及び責任分担は次のとおりとする。

- (ア) 試運転中につき品質が確認・確保できない等を理由に資源化できない主灰、飛灰については、建設事業者にて最終処分する。
- (イ) 資源物については、「第2 1 (9) ア (7) 性能保証事項」に示す品質を確保しているものに対し、当組合にて資源化する。品質を確保できないものについては、建設事業者にて資源化又は処分する。
- (ウ) 蛍光管、水銀体温計及び乾電池については、引き取りに必要な品質を確保しているものに対し、当組合にて処分する。
- (エ) 搬入された処理困難物については、当組合にて処分する。
- (オ) 飛灰処理物、処理不適物及び不燃残渣については、建設事業者にて処分する。なお、特別管理一般廃棄物に該当するものの外部処分の取扱いは、別途協議とする。
- (カ) 当組合の費用負担範囲

- a 試運転（予備性能試験及び引渡性能試験を含む。）における負荷運転（処理対象物を投入した状態で行う一連の運転のことをいう。）を行うための処理対象物の提供に要する費用
- (キ) 建設事業者の費用負担範囲
 - a 試運転の実施に係る燃料費、副資材費、ユーティリティ費（水道料金、電気料金等）、人件費、使用する機器・車両・備品等の維持に係る費用等
 - b ごみ焼却施設から試運転により発生する主灰、飛灰、飛灰処理物の処理・処分費用
 - c リサイクルプラザから試運転により発生する不燃残渣、資源物の処分費用（品質が確認・確保できない等を理由に当組合に引き渡しできないもの。）
 - d 予備性能試験及び引渡性能試験を実施する場合の計測及び分析等に係る費用
 - e 引渡性能試験において性能未達のために追加で実施する施設の改修に要する費用
 - f その他、試運転に関連する費用
- (ク) 運営事業者の費用負担範囲（参考）
 - a 車両（重機を含む。）の調達に係る費用
 - b 建物内備品等の調達に係る費用

ス 工事に伴う損傷等の復旧

建設事業者は、工事に伴って周辺道路や隣接地等に汚染や損傷等を生じさせた場合は、当組合に報告するとともに、早急に建設事業者の負担で復旧に努める。

設計・建設及び材質並びに構造上の欠陥による全ての破損及び故障等は建設事業者の負担にて速やかに補修、改造、改善又は取替を行う。ただし、風水害・地震等の大規模災害等の不測の事故に起因する場合はこの限りでない。

セ 保険への加入

建設事業者は、本施設の工事期間中、以下の保険に加入すること。

- (ア) 火災保険
- (イ) 組立保険
- (ウ) 建設工事保険
- (エ) 第三者損害賠償保険
- (オ) その他

ソ 材料及び機器

- (ア) 使用材料及び機器は、全てそれぞれの用途に適合する欠点のない製品でかつ全て新品とし、原則として JIS 等の前述の規格品を使用する。特に高温部に使用されている材料は耐熱性に優れたものを使用する。なお、JIS によらない場合は、JIS 規格同等品以上の性能を有するものであることを証明することができ、(ウ)に規定する内容を証明・保証できる書類を提出した上で、当組合の承諾を得る。ただし、海外調達材料、機器（計装機器及び電気製品以外）等を使用する場合は、事前に当組合の承諾を受けるものとする。測定装置や制御装置などの計装機器及び電気製品は原則として国内製品の調達を計画する。
 - a 本要求水準書で要求される機能(性能・耐用度を含む)を確実に満足できること。
 - b 原則として JIS 等の国内の諸基準や諸法令に準じた材料や機器等であること。
 - c 検査立会を要する機器・材料等については、原則として国内において発注者が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。
 - d 完成後の維持管理における材料・機器等の調達については、将来とも速やかに調達できる体制を継続的に有すること。
- (イ) 塩害の影響の及ぶ範囲や酸・アルカリ等腐食性のある条件下で使用する材料については、

耐腐食性に優れたものを使用する。

- (ウ) 使用材料及び機器のメーカーは、建設事業者の自社製品を含め選定基準に係る資料を提出した上で、当組合の承諾を得る。また、機器のメーカーは、過去の実績・公的機関の試験成績等を十分検討の上、30年間にわたり使用することを見据え、補修や部品納品に係る利便性を考慮し、アフターサービス等に万全を期せるメーカーを選定する。なお、あらかじめ使用メーカーリストを提出し、当組合の承諾を得る。

タ 各工事積算内訳書の作成

建設事業者は、各工事積算内訳書を作成して当組合へ提出する。

チ 予備品・消耗品の納品

建設事業者は、本施設に係る予備品（2年分）及び消耗品（1年分）を納品するものとし、事前にそのリストを作成の上、当組合へ提出し、当組合の承諾を得る。

予備品は、保証期間に必要な保守、整備がされていても、破損、損傷、摩耗する確率が高い部品、破損・損傷・摩耗により、施設の運転継続に重大な支障をきたす部品、市販されておらず納入に時間のかかる部品、寿命が1年を超える消耗品であっても予備として置いておくことが望ましい部品等とする。消耗品は、運転により確実に損耗し、寿命が短い部品、開放点検時に取り替えの必要な部品等とする。その数量、リスト表（入手可能期間を明記。）を作成し、承諾図書に添付する。原則として対象機器ごとに収容箱に入れ納入する。

ツ 完成図書

建設事業者は、工事完成に際して完成図書として次のものを提出する。

(ア) 完成図

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| a 完成図（A2判（見開きA1判）） | 5部 |
| b 完成図縮小版（A4判（見開きA3判）） | 5部 |
| c 完成原図（CADデータ） | 5部 |
| (イ) 施工図（A2判（見開きA1判）、CADデータ） | 5部 |
| (ロ) 建築確認関連図書 | 5部 |
| (ハ) 行政官庁の許認可書類 | 5部 |
| (ニ) 主要資材搬入報告書 | 5部 |
| (ホ) 出荷証明書 | 5部 |
| (ヘ) 検査及び試験成績書 | 5部 |
| (ニ) 取扱説明書 | 5部 |
| (ケ) 機器台帳 | 5部 |
| (コ) 機器履歴台帳 | 5部 |
| (サ) 試運転報告書（予備性能試験を含む） | 5部 |
| (シ) 引渡性能試験報告書 | 5部 |
| (ス) 工程ごとの工事写真 | 5部 |
| (セ) 特許一覧表 | 5部 |
| (ソ) 完成写真（プロ撮影）キャビネ判 | 5部 |
| (タ) 打合議事録、工事日報等その他指示する図書 | 各5部 |
| (チ) 工事過程説明用ビデオ映像（電子記憶媒体） | 1式 |
| (ツ) パンフレット | 1式（数量や内容は協議による。） |
| (テ) その他必要なもの | 1式（協議による。） |

※CAD 図面や計算書等、電子記憶媒体で提出できるものは、媒体に収録したのも併せて

提出する。なお、ファイル形式は PDF ファイルを基本とするが、完成図、工程ごとの工事写真、完成写真、工事過程説明用ビデオ映像、パンフレット、その他当組合が指示する図書のファイル形式については当組合と協議する。

(7) 設計監理及び施工監理

ア 監督職員等による監理及び検査

- (ア) 当組合は、監督職員を定める。
- (イ) 建設事業者は、建築基準法第 5 条の 4 第 4 項の規定に基づき工事監理者を定める。
- (ウ) 監督職員と監理業務受注者は、プラント設備、建築物等の設計監理及び施工監理を行う。
- (エ) 当組合は、次の検査等を行うものとする。
 - a 完成検査
完成検査とは、建設工事が完成したときに行う検査をいう。
 - b 出来形検査
出来形検査とは、部分払いをするときに行う工事の出来形を確認するための検査をいう。
 - c 部分使用検査
部分使用検査とは、部分使用（工事等の一部の施工が完了した場合において、当該完了部分を使用することをいう。）をする必要があるときに行う検査をいう。
 - d 中間検査
中間検査とは、工事等の施工過程において随時行う検査をいう。
- (オ) 当組合は、建設事業者より工事完成の通知を受けた日から 14 日以内に建設事業者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を通知するものとする。
- (カ) 当組合が出来形検査等を行い、出来形部分を確認した場合においても、当該部分の引渡しを受けたものと解してはならず、目的物引渡しが完了するまでの管理責任は、建設事業者にあるものとする。
- (キ) 当組合は、完成検査、出来形検査、部分使用検査及び、中間検査のほかに、この契約の適正な履行を確保するために必要な検査を行うことができる。

(8) 現場管理

ア 現場管理

- (ア) 資材置場、資材搬入路、仮設事務所等の仮設計画については当組合と十分協議し、他の工事への支障が生じないように留意する。また、整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努める。
- (イ) 工事中は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成 9 年建設省告示第 1536 号）で規定された機械の使用等、騒音や振動の発生の防止に努める。また、必要に応じ騒音、振動の測定を行う。
- (ウ) 工事車両は、敷地内で車輪、車体に付着した土砂を洗浄し、退出する。
- (エ) 工事に際して生じる発生残材は、全て構外に搬出し、再生資源の利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）や建設副産物適正処理推進要綱（平成 5 年建設省経建発第 3 号）及びその他関係法令等に従い、適正に処理し当組合に報告する。
- (オ) 現場は、常に保安、安全上の必要な処置をとるとともに、整理整頓を励行し清潔にする。また、火災や盗難等の事故防止にも努める。
- (カ) 工事資材等の搬入が極端に集中しないように、搬入時期や時間の分散に努める。
- (キ) 建設事業者は、ボイラー・タービン式発電設備を付帯するごみ焼却施設建設工事の管理経験を有する現場代理人を配置すること。

(ク) 建設業法に基づき、各工事に必要となる主任技術者及び監理技術者を配置すること。

イ 安全管理

工事中の危険防止対策を十分行い、併せて作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないように努める。

ウ 仮設工事

- (ア) 工事に必要な仮設工事は、提案によるものとする。
- (イ) 工事用電力、電話及び用水は建設事業者の所掌にて、関係機関と協議の上、諸手続きをもって実施する。なお、引込に関する工事負担金等の費用はすべて建設事業者の負担とする。
- (ウ) 当組合と協議の上、建設事業者の所掌で監督職員用と監理業務受注者用の各現場事務所を別室として設置する。使用人数は監督職員用として5名、監理業務受注者用として6名を見込み、それぞれの広さは当組合と協議する。
- (エ) 仮設事務所内には、30名程度が収容可能な会議室を設ける。
- (オ) 監督職員及び監理業務受注者用の各現場事務所には電話(インターネット接続付で事務所内LAN設備整備)、FAX、パソコン、プリンター、コピー機、冷暖房設備、冷蔵庫、厨房器具、ロッカー、事務机、白板、長机、書棚、作業用保護具(ヘルメット、長靴、安全带)、便所(室内)等必要な備品及び消耗品を用意する。内容、仕様、数量等は当組合と協議する。
- (カ) 周辺住民への情報提供のため、工事の進捗状況を報せる掲示設備を設ける。
- (キ) 仮設用の事務所や駐車場等に必要な用地を敷地内に確保することも可とする。これに使用する用地は、敷地引渡し後完成までの期間において無償貸与とする。ただし、当組合が安全かつ妥当な範囲と認めた場所とし、詳細は当組合と協議の上、決定する。
- (ク) 工事中の排水は、沈砂池で沈砂後、仮設水路を経由して雨水取合榦への放流とするが、沈砂池、安全柵及び仮設水路は不要になった時点で撤去し、必要に応じて埋め戻しを行う。

(9) 性能保証

建設事業者は、建設工事期間中に予備性能試験及び引渡性能試験を行い、本要求水準書で要求する性能を満足していることを確認すること。

ア 保証事項

(ア) 性能保証事項

「表 1-29 ごみ焼却施設の引渡性能試験方法」及び「表 1-30 リサイクルプラザの引渡性能試験方法」に記載された全ての保証条件に適合すること。

(イ) 責任施工

本施設の処理能力及び性能は全て建設事業者の責任により発揮させなければならない。また、建設事業者は本要求水準書に明示されていない事項であっても性能を発揮するために当然必要なものは、当組合の指示に従い、建設事業者の所掌で施工しなければならない。

イ 予備性能試験

引渡性能試験を順調に実施し、かつその後の完全な運転を行うために、建設事業者は、引渡性能試験の前に予備性能試験を行い、予備性能試験成績書を引渡性能試験前に当組合に提出する。建設事業者は、あらかじめ当組合と協議の上、試験項目及び試験条件に基づいて、試験の内容及び運転計画等を明記した予備性能試験要領書を作成し、当組合の承諾を得る。予備性能試験の試験項目や試験方法は、原則として引渡性能試験に準ずるが、詳細は別途協議とする。なお、予備性能試験期間はごみ焼却施設が3日以上、リサイクルプラザが2日以上

(稼働時間内) とする。

予備性能試験成績書は、試験期間中の処理実績及び運転データを記録、整理して作成する。ただし、性能が発揮されない場合は、建設事業者の責任において対策を施し引き続き試験を実施する。

ウ 引渡性能試験

(ア) 引渡性能試験の実施方法

試験は当組合立会いのもと、後述の「表 1-29 ごみ焼却施設の引渡性能試験方法」及び「表 1-30 リサイクルプラザの引渡性能試験方法」に基づいて実施する。

- a それぞれの項目ごとに、関係法令及び規格等に準拠して行う。ただし、該当する試験方法のない場合は、最も適切な試験方法を当組合と協議の上、実施する。
- b 試験は工事期間中に行うものとし、あらかじめ当組合と協議の上、試験項目及び試験条件に基づいて、試験の内容及び運転計画等を明記した引渡性能試験要領書を作成し、当組合の承諾を得る。
- c ごみ焼却施設については、試験に先立って2日以上前から定格運転に入るものとし、引き続き処理能力に見合った焼却量における試験を2日以上連続して行うものとする。この場合、リサイクルプラザも定格運転の状態にあるものとする。
- d リサイクルプラザについては、試験に先立って前日に定格の5時間運転を行い、安定稼働を確認してから引き続き処理能力に見合った処理量における試験を連続2時間以上かつ1日延べ5時間実施するものとする。この場合、ごみ焼却施設も定格運転の状態にあるものとする。

(イ) 引渡性能試験の実施条件

引渡性能試験は次の条件で行うものとする。

- a 計測及び分析の依頼先は、法的資格を有する第三者機関とする。ただし、特殊な事項の計測及び分析については、当組合の承諾を得て他の適切な機関に依頼する。
- b ごみ焼却施設は原則として全炉同時運転により実施する。
- c 試験の結果、性能が満足されない場合は、必要な改造、調整を行い、改めて引渡性能試験を行う。
- d 試料の採取場所、採取方法、分析方法の根拠となる各種法令、告示、マニュアル等は、引渡性能試験実施時期において最新のものとする。

表 1-29 ごみ焼却施設の引渡性能試験方法

試験項目	試験方法	保証条件	備考
ごみ処理能力	<p>(1) ごみ質分析 試験時のごみ質の分析を行う。</p> <p>① 試料採取場所 ホップステージ</p> <p>② 試料採取頻度 1日当たり2回以上</p> <p>③ 分析方法 「昭52.11.4環境第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」に準じ、当組合との協議による。</p> <p>(2) ごみ処理能力の確認 現状のごみ質と処理量を比較し、本要求水準書に示すごみ質の範囲において、承諾申請図書に記載されたごみ処理能力曲線図に見合った処理量が達成できているか確認する。</p>	-	現状のごみ質は、熱収支の計算による低位発熱量とする。ごみ質分析結果は、熱収支の計算結果の参考値とする。
ばいじん	<p>(1) 試料採取場所 集じん装置入口・出口及び煙突において当組合の指示する箇所</p> <p>(2) 試料採取回数 炉毎に2回/箇所/日以上</p> <p>(3) 分析方法は JIS Z8808 による。</p>	0.01g/m ³ N 以下（酸素濃度 12%換算値）	保証値は煙突出口での値。 併せて排ガスの温度、水分量、流速、流量を測定する。
排ガス 塩化水素 硫黄酸化物 窒素酸化物	<p>(1) 試料採取場所</p> <p>① 硫黄酸化物及び塩化水素については、集じん装置入口・出口及び煙突において当組合の指示する箇所</p> <p>② 窒素酸化物については、燃焼室出口以降及び煙突において当組合の指示する箇所</p> <p>(2) 試料採取回数 炉毎に2回/箇所/日以上</p> <p>(3) 分析方法は JIS K0103、K0107、K0104 による。</p>	<p>塩化水素 50ppm 以下（酸素濃度 12%換算値）</p> <p>硫黄酸化物 20ppm 以下（酸素濃度 12%換算値）</p> <p>窒素酸化物 80ppm 以下（酸素濃度 12%換算値）</p>	<p>硫黄酸化物、塩化水素の吸引時間は、30分/回以上とする。</p> <p>保証値は煙突出口での値</p>
排ガス ダイオキシン類	<p>(1) 試料採取場所 集じん装置、触媒脱硝装置入口、煙突において当組合の指示する箇所（触媒脱硝装置を設けない場合は、集じん装置の入口、出口及び煙突において当組合の指示する箇所とする）</p> <p>(2) 試料採取回数 炉毎に2回/箇所/日以上</p> <p>(3) 分析方法は JIS K0311 による。</p>	0.05ng-TEQ/m ³ N 以下（酸素濃度 12%換算値）	保証値は煙突出口での値
一酸化炭素	<p>(1) 試料採取場所 集じん装置出口以降において当組合の指示する</p>	30ppm 以下（酸素濃度 12%換算値）	吸引時間は、4時間/回以上とする

試験項目	試験方法	保証条件	備考
	箇所 (2) 試料測定回数 炉毎に2回/箇所/日以上 (3) 分析方法はJIS K0098による。		る。
水銀	(1) 試料採取場所 集じん装置入口・出口及び煙突において当組合の指示する箇所 (2) 試料測定回数 炉毎に2回/箇所/日以上 (3) 分析方法は排出ガス中の水銀測定法（平成28年9月26日環境省告示第94号）による。	30 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 以下（酸素濃度12%換算値）	超過した場合の対応は、大気汚染防止法の一部を改正する法律等の施行について（環水大大発第1609264号平成28年9月26日）による。
飛 灰 処 理 物	溶出基準 (1) 試料採取場所 飛灰処理物を搬出する装置の出口付近 (2) 試料採取回数 2回/日以上 (3) 分析方法は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年環告第13号）のうち、埋立処分の方法による。	「(3) シ (カ) 飛灰処理物」に示す基準値以下	
	ダイオキシン類 (1) 試料採取場所 飛灰処理物を搬出する装置の出口付近 (2) 試料採取回数 2回/日以上 (3) 分析方法は「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成16年環告第80号）による。	「(3) シ (カ) 飛灰処理物」に示す基準値以下	
主 灰	ダイオキシン類 (1) 試料採取場所 主灰を搬出する装置の出口付近 (2) 試料採取回数 2回/日以上 (3) 分析方法は「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成16年環告第80号）による。	「(3) シ (キ) 主灰のダイオキシン類含有量」に示す基準値以下	
	熱しゃく減量 (1) 試料採取場所 主灰を搬出する装置の出口付近 (2) 試料採取回数 2回/日以上 (3) 分析方法は、「昭52.11.4環境第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」に準じ、当組合との協議による。	「(3) サ (オ) 熱しゃく減量」に示す基準値以下	

試験項目	試験方法	保証条件	備考
騒音・振動	(1) 測定場所 敷地境界線（東西南北4地点）とし、詳細は当組合との協議による。 (2) 測定回数 各時間区分の中で1回/箇所/日以上 (3) 測定方法は「騒音規制法」、「振動規制法」による。	騒音 朝 : 50dB(A)以下 昼間 : 55dB(A)以下 夕 : 50dB(A)以下 夜間 : 45dB(A)以下 振動 昼間 : 60dB以下 夜間 : 55dB以下	定常運転時とする。 リサイクルプラザも稼働した状態で、連携して行う。
悪臭	敷地境界	(1) 測定場所 敷地境界線（東西南北4地点）とし、詳細は当組合との協議による。 (2) 測定回数 2回/箇所/日以上 (3) 測定方法は「悪臭防止法」及び「むつ市条例」による。	「(3) シ (オ) 悪臭基準」に示す基準値以下 測定は、昼及び清掃車搬入終了後、構内通路を散水した状態で行う。 リサイクルプラザも稼働した状態で、連携して行う。
	排出口	(1) 測定場所 煙突及び脱臭装置排出口 (2) 測定回数 煙突 : 1回/炉/日以上 脱臭装置 : 1回以上 (3) 測定方法は「悪臭防止法」及び「むつ市条例」による。	「(3) シ (オ) 悪臭基準」に示す基準値以下 煙突の試料採取方法は当組合との協議による。 脱臭装置の試料採取時期は、稼働状態を考慮し、当組合との協議による。
ガス滞留時間、燃焼室出口温度、集じん装置入口温度	(1) 測定場所 炉出口、ボイラ内、集じん装置入口等 (2) ガス滞留時間の算定方法 算定方法については、当組合との協議による。	燃焼室出口温度 : 850度以上 ガス滞留時間 : 2秒以上 (850度以上)	測定場所は、当組合との協議による。
緊急作動試験	定常運転時において、全停電緊急作動試験を行う。ただし、蒸気タービンの緊急停止作動試験は除く。	受電等が同時に停止してもプラント設備が安全で非常用設備が作動すること。	
作業環境中のダイオキシン類濃度	(1) 測定場所 当組合との協議による。 (2) 測定回数 1回/箇所/日以上 (3) 測定方法は「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」別紙1「空気中のダイオキシン類濃度の測定方法」（平成13年4月厚生労働省通達）による。	2.5pg-TEQ/m ³ 以下	原則、第1管理区域として管理ができること。

試験項目	試験方法	保証条件	備考
煙突における排ガス 流速、温度	(1)測定場所 煙突頂部(煙突測定口による換算計測で可とする) (2)測定回数 炉毎に2回/箇所/日以上 (3)測定方法 JIS Z8808による。		
炉体、ボイラケーシング 外表温度	(1)測定場所 炉体やボイラケーシングの外表面等で詳細は当組合との協議による。 (2)測定回数 当組合との協議による。 (3)測定方法 当組合との協議による。	80℃未満	
蒸気タービン発電機 及び非常用発電機	(1)負荷しゃ断試験及び負荷試験を行う。 (2)発電機計器盤と必要な測定計器により測定する。 (3)蒸気タービン発電機はJIS B8102に準じる。 (4)非常用発電機はJIS B8014若しくはJISB8041に準じる。		使用前安全管理審査の合格をもって性能試験に代えることができる。(蒸気タービン発電機)
蒸気復水器	(1)蒸気復水器の復水能力 (2)測定方法は、実績データから性能確認を行う。		稼動初年度の夏季についても実施する。
脱気器酸素含有量	(1)測定回数 1回/日以上 (2)測定方法はJIS B8224による。	JISB8223(ボイラの給水及びボイラ水の水质)	提案するボイラの種類、圧力、補給水の種類に適合した水质とする。
その他	当組合との協議による。		当組合が必要と認めるもの

表 1-30 リサイクルプラザの引渡性能試験方法

試験項目	試験方法	保証条件	備考
リサイクルプラザのごみ処理能力	(1) ごみ質分析 試験時のごみ質の分析を行う。 ① 試料採取場所 各貯留設備 ② 試料採取頻度 1時間ごとに3検体のサンプリングを行う。 ③ 分析方法 「昭52.11.4環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」に準じ、当組合との協議による。		
破碎設備（粗大ごみ・不燃ごみ処理ライン）選別能力（純度）	(1) 試料採取回数 3回以上/種類 試料採取場所、測定方法及び測定時間は別途協議による。	① 鉄分中の鉄分純度 95%以上 ② アルミ中のアルミ純度 85%以上	湿重量%
破碎設備（粗大ごみ・不燃ごみ処理ライン）選別能力（回収率）	(1) 試料採取回数 3回以上/種類 試料採取場所、測定方法及び測定時間は別途協議による。	① 鉄分中の鉄分参考回収率 90%以上 ② アルミ中のアルミ参考回収率 60%以上	湿重量%
破碎設備（粗大ごみ・不燃ごみ処理ライン）破碎処理能力	(1) 試料採取場所 各貯留設備 (2) 試料採取回数 1時間ごとに4検体のサンプリングを行う。 (3) 分析方法 「昭52.11.4環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」に準じ、当組合との協議による。	設定した1日5時間当りの処理能力以上とする。破碎ごみの最大寸法は、粗破碎400mm以下、細破碎150mm以下とする。	破碎寸法は破碎されたごみの重量の85%以上が通過するふるい目の大きさとする。
選別設備（ペットボトル処理ライン、びん類処理ライン）選別能力（純度）	(1) 試料採取回数 3回以上/種類 測定場所、測定方法及び測定時間は別途協議による。	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会「市町村からの引き取り品質ガイドライン」に準拠する。	
選別設備（缶類処理ライン）選別能力（純度）	(1) 試料採取回数 3回以上/種類 測定場所、測定方法及び測定時間は別途協議による。	① スチール缶中の鉄分純度 95%以上 ② アルミ缶中のアルミ純度 95%以上	
選別設備（ペットボトル、びん類、缶類）処理能力	(1) 試料採取場所 各貯留設備 (2) 試料採取回数 1時間ごとに4検体のサンプリングを行う。 (3) 分析方法 「昭52.11.4環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」に準じ、当組合との協議による。	設定した1日5時間当りの処理能力以上とする。	

試験項目	試験方法	保証条件	備考	
	議による。			
排気口出口 粉じん濃度	(1) 測定場所 集じん装置排出口 (2) 測定回数 2回/箇所/日以上 (3) 測定方法 大気汚染防止法に準じ、当組合との協議による。	0.1g/m ³ N以下		
作業環境中 粉じん濃度	(1) 測定場所 各受入ヤード、各選別貯留ヤード、手選別室、 圧縮機及び梱包機周りで人が常時作業する箇所 (2) 測定回数 2回/箇所/日以上 (3) 測定方法 当組合との協議による。	2mg/m ³ N以下		
騒音・振動	(1) 測定場所 敷地境界線（東西南北4地点）とし、詳細は当 組合との協議による。 (2) 測定回数 各時間区分の中で1回/箇所/日以上 (3) 測定方法は「騒音規制法」、「振動規制法」によ る。	騒音 朝 : 50dB(A)以下 昼間 : 55dB(A)以下 夕 : 50dB(A)以下 夜間 : 45dB(A)以下 振動 昼間 : 60dB以下 夜間 : 55dB以下	定常運転時と する。 ごみ焼却施設 も稼動した状 態で、連携して 行う。	
悪臭	敷地境界	(1) 測定場所 敷地境界線（東西南北4地点）とし、詳細は当 組合との協議による。 (2) 測定回数 2回/箇所/日以上 (3) 測定方法は「悪臭防止法」及び「県条例」によ る。	「(3) シ (オ) 悪臭 基準」に示す基準値以下	ごみ焼却施設 も稼動した状 態で、連携して 行う。
	排出口	(1) 測定場所 集じん装置排出口 (2) 測定回数 2回/箇所/日以上 (3) 測定方法は「悪臭防止法」及び「県条例」によ る。	「(3) シ (オ) 悪臭 基準」に示す基準値以下	
緊急作動試験	定常運転時において、全停電緊急作動試験を行う。	受電等が同時に停止 してもプラント設備が 安全で非常用設備が作 動すること。		
その他	当組合との協議による。		当組合が必要 と認めるもの	

(10) 瑕疵担保

ア 設計に係る瑕疵担保

- (ア) 承諾申請図書に記載した本施設の性能及び機能は、全て建設事業者の責任において保証する。
- (イ) 引渡し後、本施設の性能及び機能について疑義が生じた場合は、性能確認試験要領書を作成し当組合の承諾を得た上で、建設事業者の負担において性能確認試験を行う。
- (ウ) 性能確認試験の結果、性能及び機能を満足できなかった場合は、建設事業者の責任において速やかに改善する。
- (エ) 設計上の瑕疵が確認され当組合が損害を受けた場合、建設事業者はその損害を賠償する。
- (オ) 設計に係る瑕疵担保期間は、原則として引渡し後 10 年間とする。

イ 施工に係る瑕疵担保

- (ア) 建築工事関係の瑕疵担保（建築機械設備、建築電気設備を含む。）

建築工事関係の瑕疵担保期間は原則として引渡し後 2 年間とするが、防水工事等に関する瑕疵担保期間については下記のとおりとする。ただし、その瑕疵が建設事業者の故意又は重大な過失によって生じたものであるときは、引渡し後 10 年間とする。

なお、建設事業者は、防水工事等につき、下記記載の期間にわたる保証に係る保証書を提出する。

a アスファルト防水

- | | | |
|----------------------------|------|----|
| (a) コンクリート（モルタル）保護アスファルト防水 | 10 年 | 保証 |
| (b) 断熱アスファルト防水 | 10 年 | 保証 |
| (c) 露出アスファルト防水 | 10 年 | 保証 |
| (d) シャワー室アスファルト防水 | 10 年 | 保証 |

b 塗膜防水 10 年 保証

c モルタル防水 5 年 保証

d 躯体防水 5 年 保証

e 合成高分子ルーフィング防水 10 年 保証

f 仕上塗材吹き付け 10 年 保証

g シーリング材 5 年 保証

h 屋根 10 年 保証

i その他 協議による

- (イ) プラント工事関係の瑕疵担保

プラント工事関係の瑕疵担保期間は原則として引渡し後 2 年間とする。ただし、その瑕疵が建設事業者の故意又は重大な過失によって生じたものであるときは、引渡し後 10 年間とする。

- (ウ) 瑕疵担保による損害賠償

施工上の瑕疵が確認され当組合が損害を受けた場合、建設事業者はその損害を賠償する。

ウ 瑕疵検査

- (ア) 瑕疵の確認

当組合は施設の機能及び性能等に疑義が生じた場合には、建設事業者に対し、瑕疵の確認を行わせることができるものとする。

- (イ) 瑕疵確認試験

建設事業者は当組合との協議に基づき、瑕疵確認試験要領書を作成し、当組合の承諾を得るものとする。建設事業者は、瑕疵確認試験要領書に基づき、当組合の指定する時期に建設

事業者の負担において確認試験を行う。この際、通常運転に係る経費は運営事業者の負担とし、新たに必要となる分析等に掛かる費用は建設事業者の負担とする。

(ウ) 瑕疵確認の基準

- a 運転上支障がある事態が発生した場合
- b 構造上、施工上の欠陥が発見された場合
- c 性能に著しい低下が認められた場合
- d 主要装置の耐用が著しく短い場合

エ 瑕疵の改善・補修

(ア) 瑕疵担保期間中の補修

確認試験の結果、所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、建設事業者の責任において無償で改善・補修する。

(11) 引渡し

工事完成後、本施設を引渡すものとする。

工事完成とは、「(1) ウ 建設事業者の業務概要」に記載された業務範囲の工事を全て完了し、「ウ 引渡性能試験」により所定の性能が確認された後、完成検査を受け、これに合格した時点とする。

2 全体計画

(1) 施設整備の基本方針など

当組合では、本施設における施設整備の基本方針を以下のとおり定めている。本施設の設計・建設業務の履行においては、より効果的に以下の基本方針を実現できるよう配慮すること。

ア 地球に優しい施設

温室効果ガスの発生を抑制し、低炭素社会に資する地球に優しい施設とする。

イ 安全性に優れた施設

最新のごみ処理技術を導入し、施設周辺の住民が安心して生活できる安全な施設であるとともに、災害に強く地域の防災拠点になり得る施設とする。

ウ 資源や熱エネルギーを効率的に有効利用できる施設

ごみの発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再利用 (Recycle) の「3R」を推進するとともに、ごみ発電や融雪などによる廃熱の有効利用を図る施設とする。

エ 周辺環境と調和した施設

周辺地域の景観に配慮した建築デザインとするとともに、緑地に配慮する等により、施設周辺の自然環境及び生活環境と調和した施設とする。

オ 住民に開かれた施設

ごみ処理や「3R」、熱エネルギーの回収等を通じ、環境への関心と理解が深められるよう、住民等の施設見学や環境学習に役立つ施設とする。

カ 維持管理が容易で経済性に優れた施設

適正な維持管理や整備を容易に実施できる施設とするとともに、施設整備に係る建設費や更新が容易で維持管理費等の事業コストの低減を図る施設とする。

キ 工物品質の確保

処理性能としての要求水準を満足するだけでなく、具体的かつ妥当性のある施工計画や施工体制の整備を通じて工事自体や本施設全体の品質確保、工事中の安全確保や労働者保護を図る。

ク 地域活性化への貢献度

建設工事自体並びに工事以外を通じて地元経済の活性化に寄与する。

(2) 全体配置計画

ア 本施設の配置・動線

敷地内の配置計画例は「添付資料9 配置計画図 (参考図)」に示すとおりとする。造成計画、施設配置、動線計画、合棟・別棟等は建設事業者の提案によるものとするが、配置に係る基本的な条件は次に示すとおりとする。

(ア) ランプウェイ方式の導入の是非は、建設事業者の提案によるものとする。

(イ) 見学者を中心とした一般来場者の動線は、ごみの搬出入車や維持管理関係車等の動線と極力分離する。

(ウ) スtockヤード、駐車場、大型鳥獣用焼却棟のレイアウトは提案とする。なお、大型鳥獣用焼却棟はできるだけ一般来場者の目に触れにくい位置に配置する。

(エ) スtockヤードにて定義する各Stockヤードは必ずしも一カ所にまとめて設置することを条件とするものではないが、出来るだけ集約する。

(オ) 工場棟は、維持管理用車両や薬品運搬車の通行のため、周回できる道路を設ける。施設周回道路の幅員は一方通行 (一車線) の場合を7mとし、対面通行 (二車線) は10mを目安とする。

(カ) 敷地内で待車する搬入車を収容できるように、ごみ計量機、ごみ投入扉等の渋滞が見込まれる場所は、十分な数量や待車する場所を確保する。なお、直接搬入車両においては、搬入

時と退出時の 2 回計量が必要である。その他薬品、資源物等の搬出入車両台数についても、設計においては考慮するものとする。

- (キ) ごみ焼却施設、リサイクルプラザは別棟にする場合、渡り廊下で同一フロアにて連絡する。
- (ク) 複数のごみ種類を混載した直接搬入車（事業系）については、ごみ焼却施設又はリサイクルプラザでそれぞれ荷下ろしすることを基本とする。なお、年末年始等の繁忙期については、状況に応じた対応とする。
- (ケ) 複数のごみ種類を混載した直接搬入車（一般家庭からの少量持込車）については、ごみ焼却施設又はリサイクルプラザでそれぞれ荷下ろしすることを基本とする。なお、年末年始等の繁忙期については、状況に応じた対応とする。
- (コ) 敷地や施設外周には植栽を行う。

イ 計量検収

計量棟の配置や、計量・検収に係る基本的な条件は次に示すとおりとする。

- (ア) 計量機は進入側 1 基以上、退出側 1 基以上を標準とする。
- (イ) 計量棟は、計量棟内の事務室から進入側と退出側の計量事務が同時に行えるよう、それぞれの計量機に挟まれる位置に配置する。
- (ウ) 未登録車の計量手続きについては、計量棟の手前側に駐車スペースを設け、車両から降りて計量棟内の窓口にて持込申込みを行えるようにする。
- (エ) 持込申込みのための駐車スペースは、計量を必要とする車両と必要としない車両のそれぞれが安全に走行できるように配置に配慮するとともに、十分な広さを確保する。
- (オ) 登録車（委託、許可収集車）については、次の手続きでの 1 回計量を標準とする。
搬入→進入側計量機にて計量→レシート受け取り→搬入物荷下ろし→退出
- (カ) 未登録車のうち、少量のごみを搬入してきた場合（主に一般家庭）は、計量機にて計量を行うとともに持込ごみのうち最大のごみ種を申告させる。計量後、ごみ種に合わせてごみ焼却施設又はリサイクルプラザにて荷下ろしする。なお、ごみを混載してきた場合の計量は、計量棟で最も多いと判断された搬入ごみ区分で登録することとし、次の手続きを標準とする。
搬入→持込申込み（計量棟）→進入側計量機にて計量→ごみ焼却施設又はリサイクルプラザにて搬入物を荷下ろし→退出側計量機にて計量→手数料支払い→領収証受け取り→退出
- (キ) 未登録車のうち、大量のごみを搬入してきた場合（主に事業者）は、計量機にて計量を行うとともに持込ごみのうち最大のごみ種を申告させる。計量後、ごみ種に合わせてごみ焼却施設又はリサイクルプラザにて荷下ろしする。なお、ごみを混載してきた場合の計量は、計量棟で最も多いと判断された搬入ごみ区分で登録することとし、次の手続きを標準とする。
搬入→持込申込み（計量棟）→進入側計量機にて計量→ごみ焼却施設又はリサイクルプラザにて搬入物を荷下ろし→退出側計量機にて計量→手数料支払い→領収証受け取り→退出
- (ク) 持込申し込みは口頭による予約の有無の確認及び搬入品目の確認をする。

ウ 火災対策

- (ア) 本施設での火災に対応するため、消防の用に供する設備、消火活動上必要な設備、防火水槽、消防用水及び自動放水装置等より構成される消防設備を整備する。
- (イ) 消防設備は消防関係法令を遵守して設ける。
- (ウ) 危険と考えられる箇所については、建設事業者の提案によるものとし、各設備の内容は、所轄消防本部と協議の上決定する。
- (エ) なお、上記に係る火災対策の実施にあたっては、消防関係法令を遵守するほか、所轄消防本部が別に定める要綱に従うものとする。

エ 電気、制御、操作盤

- (ア) 鋼板製の受変電盤、配電盤、監視盤、制御盤、操作盤等の板厚、材質は共通仕様書に規定された以上のものを選択する。
- (イ) 扉を鍵付きとする場合は、共通キーとする。
- (ウ) 塗装は、既製品等を除き盤の内外面とも指定色とする。

オ 凍結・積雪対策

- (ア) 設計及び施工にあたっては、気象条件を十分に考慮する。
- (イ) 主要な機器及び配管、弁、ポンプ、タンク等のうち、運転休止時及び運転時に凍結のおそれがあるものは、極力、保温またはヒータ等の加温設備を設ける。
- (ウ) 計装用空気配管の凍結防止策として、計装用空気は除湿する。
- (エ) 屋外設置の電気機器、盤類の凍結防止、雪の吹込防止対策を講じる。
- (オ) 凍結の恐れのある薬品貯留槽には、ヒータ等の凍結防止対策を講じる。
- (カ) その他必要と考えられる箇所に、積雪・凍結防止対策を施す。

カ 地震対策

- (ア) 本施設においては、地震動対応レベルは個別建築物で設定せず、敷地内全ての建築物で統一する。
- (イ) 耐震設計及び計画にあたって適用する基準類としては、法体系及び他地区での採用事例等から以下の最新版を適用することを基本とするとともに、これ以外にも必要な基準類は積極的に適用するものとする。なお、地震地域係数Zは0.9となっている。
 - a 確実に満足しなければならない基準類
 - (a) 建築基準法・同施行令・同告示
 - b 参考とすべき基準類
 - (a) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（主に建築物）
 - (b) 建築物の構造関係技術基準解説書（主に建築物）
 - (c) 火力発電所の耐震設計規程（指針）（主に機械設備）
 - c その他使用部品により参考とすべき基準類
 - (a) 建築物
 - イ 鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説-許容応力度設計-（日本建築学会）
 - ロ 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説（日本建築学会）
 - ハ 鋼構造設計基準（日本建築学会）
 - ニ 地震力に対する建築物の基礎設計指針（公共建築協会）
 - ホ 建築構造設計基準及び同解説（公共建築協会）
 - ヘ 建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）
 - (b) 電気設備
 - イ 電気設備に関する技術基準を定める省令
 - ロ 配電規程（低圧及び高圧）
 - ハ 内線規程
 - ニ 配電盤・制御盤の耐震設計指針
 - (c) 取り付け道路
 - イ 道路土工 擁壁工指針
 - ロ 道路土工 のり面工・斜面安定工指針
 - (d) その他
 - イ 高圧ガス設備等耐震設計指針

ロ) 間仕切の耐震性能に関する基準

- (ウ) 耐震安全性の分類は、構造体Ⅱ類（重要度係数を 1.25）、建築非構造部材 A 類、建築設備甲類とする。
- (エ) プラント設備等は建築の分類と同等のレベルの耐震性を確保する。重要設備のプラント架台は、建築構造物の構造計算により、想定地震における安全性を確認すること。
- (オ) 感震器を設置し、原則として 250 ガル以上（目安：震度 6 以上）の加速度を感知した場合には、ごみ処理を自動的に安全に停止できるシステムを構築する。
- (カ) 建築基準法、消防法、労働安全衛生法等の関係法令に準拠した設計とする。
- (キ) 指定数量以上の灯油等の危険物は、危険物貯蔵所に格納する。
- (ク) 灯油等の貯蔵タンク、サービスタンク等には、必要な容量の防液堤を設ける。また、タンクからの移送配管は、地震等により配管とタンク及び配管同士との結合部分に損傷を与えないようフレキシブルジョイント等を設置する。
- (ケ) 塩酸、苛性ソーダ、アンモニア水等の薬品タンクの設置については、必要な容量の防液堤を薬品ごとに設ける。また、タンクからの移送配管は、地震等により配管とタンク及び配管同士との結合部分に損傷を与えないようフレキシブルジョイント等を設置する。
- (コ) 電源あるいは計装制御用空気源が断たれたときは、各バルブ、ダンパー等の動作方向はプロセスの安全サイドに働くようにする。

キ 安全対策

- (ア) 共通部分を含む機器については、燃焼設備稼働時においても、同機器の定期修理時、定期点検時に安全で能率的な作業が行えるように十分な配慮をするものとする。
- (イ) 関係者以外の者が立ち入ることが危険な場所、作業員への注意を知らせる必要がある場所には、標識を設置する。
- (ウ) 油、薬品類及び危険物類注入口には、受入口等の接続方法を間違えないように工夫し、注意事項等を記載した表示板（アクリル板）を設ける。
- (エ) 薬品類を取扱う箇所には、シャワーや洗眼器等を設置すること。
- (オ) 床開放開口部には、必要に応じて、手摺りや安全帯用フックを設ける。
- (カ) 薬品類を取扱う場所、ほこり、粉じんの多い場所には、散水設備及び排水設備を設ける。
- (キ) 有害ガスの発生及び酸素欠乏場所としての対策が必要なピット・槽等には、換気設備又は、可搬式通風装置を設置できるマンホール（φ 900 以上）を設ける。

ク 長寿命化対策

次の対策を実施して、本施設が 30 年以上稼働できるようにする。

(ア) 腐食防止対策

- a バグフィルタ以降のシュート、煙道で低温腐食領域の温度となる可能性のある箇所については、保温を十分に行うとともに必要な箇所にはヒータを設置する。
 - b ボイラは、燃焼室水管上部や過熱器等の腐食対策を行い、部分的補修のみで稼働できるようにすること。
 - c 窓等の建具は枠をアルミ製とし、塗膜厚を考慮して塩害に配慮する。また、屋外の扉はステンレス製とする。
 - d 屋外又は地下の電気配管は溶融亜鉛メッキの厚鋼とし、電気盤、プルボックスはステンレス製とする。
 - e 電気盤の塗装膜厚は原則として外側 60 μ m、内側 40 μ m とすること。
- (イ) 粉じん対策
- a 高圧電気室、低圧電気室、コントロールセンターは空調機を設置し、外気を取入れをでき

るだけ少なくして粉塵の侵入を防止すること。

- b 空調機を設置しない部屋あるいは屋外に置く分析計又は PLC 内蔵の制御盤の保護レベルは IP5X とし、これ以外の現場操作盤、分電盤等の電気盤は IP4X 以上とすること。

ケ 臭気対策

見学者通路、会議室、事務室、工場棟内の居室にはごみピット等からの悪臭が漏れこまない対策を講じ、悪臭が一切感じられないようにすること。また、プラットホーム出入口扉等からの悪臭漏えいを防止すること。なお、当組合が試運転期間中等に臭気についての異議を申し立てた場合は、当組合と協議を行い、改善対策を行うこと。

コ その他

- (ア) 道路を横断する架空配管、ダクト類は道路面からの有効高さを 5.0m 以上とする。
- (イ) 労働安全上危険と思われる場所には、安全標識を JISZ9103（安全色—一般的事項）により設ける。
- (ウ) 各作業に適する作業環境を確保する。
- (エ) 工場棟内は機器や付属装置の機能に応じ、日常の運転管理に十分な照度を確保する。当該照度は、建設事業者が実施する照度計算結果を踏まえ、協議により決定する。
- (オ) 潮風による塩害対策に十分配慮すること。特に屋外設置機器、外気を取り込む機器は十分な対策を施すこと。